

「(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業」入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問	回答
1	入札説明書	3	2	6	(2)	-	-	-	事業方式	本事業は「BTO方式」「サービス購入型」で実施されますが、実施方針の質問に対する回答No.19の通り、事業所税は課税対象になるとの理解でよろしいでしょうか。また、課税対象(資産割・従業者割)については、貴市の市民税課に問い合わせ、算出するとの取り扱いでよろしいでしょうか。	課税対象となります。詳細は本市市民税課にお問い合わせください。
2	入札説明書	6	3	2	-	-	-	-	選定手順及びスケジュール	「※スケジュールについては、新型コロナウイルス感染症の影響により変更する場合があります」とありますが、今回の状況下では発注者及び入札参加者双方に感染リスクがあると考えます。万が一入札参加者にそのような事態が発生した場合についてもスケジュールの延長等は考慮して頂けるのでしょうか。ご指示願います。	入札説明書6頁に示す「8.事業スケジュール」については新型コロナウイルス感染症の影響により変更しないものとします。本件施設の各業務期間及び開業時期の延長については、事象に合わせ市と落札者とが協議のうえ決定するものとします。
3	入札説明書	7	3	3	(1)	ア	-	-	その他企業	その他企業として、必要に応じて構成員に、調理設備調達・・・事業マネジメントを行う企業等とありますが、管工事・電気設備工事・ガス設備工事などの企業も参加できると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、入札説明書、「3入札参加者の備えるべき参加資格要件」を満たす必要があります。 【令和2年5月20日先行回答済】
4	入札説明書	7	3	3	(1)	ア	-	-	入札参加者の構成等	「また、その他企業として、必要に応じて構成員に、～資金調達・事業マネジメントを行う企業等を含めることもできる。」と記載がありますが、所謂FA業務やSPC管理業務を行う企業との理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。 【令和2年5月20日先行回答済】
5	入札説明書	7	3	3	(1)	ウ	-	-	協力企業	協力企業は、構成企業からの下請けは行っても宜しいでしょうか。	構成企業から協力企業に対し業務を発注することは可能です。 【令和2年5月20日先行回答済】
6	入札説明書	7	3	3	(1)	ウ	-	-	入札参加者の構成等	SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業は構成企業との記載がありますが、SPCに出資は行いがSPCから直接業務の受託・請負は行わない企業は構成企業にも協力企業にも属さないとの理解で宜しいでしょうか。	ご質問にある「SPCに出資は行いがSPCから直接業務の受託・請負は行わない企業」は入札説明書8頁、第3章、3、(1)、カに示す「SPCの出資者」に該当します。 【令和2年5月20日先行回答済】
7	入札説明書	9	3	3	(3)				構成員に必要な入札参加資格要件	本施設はHACCP導入が前提となると思いますが、設計、建設、運営の資格要件に過去10年間における同規模施設の実績は問わないのでしょうか。9000食と大規模であり、アレルギー食も扱う施設である為、トラブルが生じた際の損害は甚大になると考えます。	原案のとおりとします。 【令和2年5月20日先行回答済】

「(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業」入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問	回答
8	入札説明書	10	3	3	(3)	カ	-	-	構成員に必要な入札参加資格要件	「その他企業は、次の要件を満たしていること。① 資格者名簿に登録していること。」と記載がありますが、FA業務やSPC管理業務を行うその他企業の場合、登録条件に制限((物品・業務委託)での登録、登録希望業種等)はありますでしょうか。	その他企業は資格者名簿に記載されていれば問題ありません。 【令和2年5月20日先行回答済】
9	入札説明書	10	3	3	(4)				地域貢献への配慮事項	市内事業者とは、市内に本店を有する企業その他、営業所等の事業所を有する企業・団体も含まれるでしょうか。	市内業者の定義は、「市内を所在地とする本店で名簿に登録されている者」となります。したがって、本店が市外にあり、営業所等が市内にある企業・団体は市内業者に該当しません。 【令和2年5月20日先行回答済】
10	入札説明書	16	3	4	(3)	ウ	(エ)	-	一時支払金(サービス対価A1)	念のためですが、初期調達費にかかる消費税相当額については、その全額がサービス対価A1に含まれて一括でお支払いいただける理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	入札説明書	16	3	4	(3)	ウ	(エ)	-	一時支払金(サービス対価A1)	サービス対価A1には、初期調達費にかかる消費税相当額全額が含まれておりますが、一方、交付金についても消費税額を含んだ形で算出する形になっています。サービス対価A1の算出に際しては、交付金額を税抜き(交付金額:497,447千円(消費税および地方消費税別))として算出する必要はございませんでしょうか。	サービス対価A1の算出にあたっては、交付金額を税抜として、497,447千円(547,192÷1.1)を活用し算出してください。
12	入札説明書	16	3	4	(3)	ウ	(エ)	-	一時支払金(サービス対価A1)	一時支払金の金額確定はいつ頃をご想定されますでしょうか。実際に使用する割賦金利の確定日(維持管理・運営開始日の2銀行営業日前)以降においては、融資金額変更への対応が難しくなりますため、割賦金利の確定日以前にて、一時支払金の確定をお願いいたします。	令和4年度中を予定しています。
13	入札説明書	16	3	4	(3)	ウ	(ウ)	-	予定価格	「実施方針等に関する質問に対する回答」No.19に「事業所税は課税対象」との記載がありますが、予定価格に、「事業所税」(市税)は含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	入札説明書	16	3	4	(3)	ウ	(エ)	-	一時支払金	※2に「交付金額は547,192千円(消費税及び地方消費税を含む)」とありますが、サービス対価A1の算定式をみますと、別途、「初期調達費消費税相当額」が加算されることになっているため、消費税及び地方消費税を含まない金額で計算する必要があると思います。このため、サービス対価A1の算定式に代入する交付金額は、497,447,000円(=547,192千円÷1.1)になると理解してよろしいでしょうか。	No.11を参照してください。

「(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業」入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問	回答
15	入札説明書	16	3	4	(3)	ウ	(エ)	-	一時支払金	一時支払金について、「なお、実際に事業者に支払う一時支払金は、交付金算定基準や補助単価の変更等に伴い提案時の金額とは異なる場合がある。この場合に金融機関への事務手数料等の追加費用が発生する場合、事業者の負担とする。」とありますが、当該一時支払金については、事業者がコントロールできない事項であるため、一時支払金が減少した場合の金融機関への事務手数料等の追加費用等については貴市のご負担としていただけないでしょうか。 一時支払金が減少した場合、融資契約等の変更に伴う弁護士費用も発生します。	原案のとおりとします。
16	入札説明書	16	3	4	(3)	ウ	(エ)	-	一時支払金	一時支払金について、「また、当該一時支払金が変更となった場合、割賦料で変更額を調整するとともに、変更後の割賦料に合わせて割賦手数料を調整する。」とありますが、万一、交付金算定基準等により一時支払金が減少される際には、提案時の一時支払金額をお支払いいただけないでしょうか。 一時支払金が提案時より減少する場合、再度、金融機関と長期借入について協議する必要性が生じるだけでなく、資金調達自体に支障をきたす恐れがあります。	一時支払金額が提案時より過大に減少した場合において協議できるものとします。
17	入札説明書	16	3	4	(3)	ウ	(ウ)	2)	入札金額の記載	提案に用いる7月1日時点の基準金利ですが、認識の齟齬を回避する為当該基準金利について、7月1日に公表して下さいますようお願いいたします。	基準金利は7月1日に公表します。
18	入札説明書	16	3	4	(3)	ウ	(エ)	-	一次支払金	サービス対価A1=(事業者が提案する工事費※1-交付金額※2)×75%+交付金額※2+初期調達費消費税相当額※3+事業者が提案する開業準備業務費※4+開業準備業務費の消費税相当額※5との記載があり、※2交付金額は消費税及び地方消費税を含むとの記載も有ります。 上記のサービス対価A1の算定上、交付金額※2は税抜きに割り戻して計算するとの理解で宜しいでしょうか。	No.11を参照してください。
19	入札説明書	16	3	4	(3)	ウ	(エ)	-	一次支払金 ※2	「令和元年度の補助単価等により、提案に際しての交付金額は547,192千円(消費税及び地方消費税を含む)とすること。なお、実際に事業者に支払う一時支払金は、交付金算定基準や補助単価の変更等に伴い提案時の金額とは異なる場合がある。」との記載がありますが、最終的に交付金額が確定するのはいつの時点になりますでしょうか。	No.12を参照してください。

「(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業」入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問	回答
20	入札説明書	16	3	4	(3)	ウ	(オ)	-	入札参時算定用年間提供給食数	「～年間給食提供日数200日とする。」との記載がありますが、事業収支計画策定用に四半期ごとに計算を行う場合、4で除した50日／四半期という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	入札説明書	16	3	4	(3)	ウ	(ウ)	2)	入札金額の記載	基準金利は東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンス・レート(T.S.R)・・・との記載がありますが、詳細の数値についてはご提示いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	No.17を参照してください。
22	入札説明書	16	3	4	(3)	ウ	(エ)		一時支払金	交付金算定基準や補助単価の変更に伴い提案時と一時支払金が異なる場合について、民間事業者では予測不可であり、事業継続性を担保するには生じる恐れのあるリスクを事業費にコストオンするしかありません。一時支払金の変更リスクにつきましては、生じた段階で、貴市の負担を前提に協議を行えるようご検討の程よろしくお願いたします。	No.16を参照してください。
23	入札説明書	18	3	5	(2)	-	-	-	ヒアリングの実施	ヒアリングについては、「詳細な日時等については、別途、入札参加者 に対して通知するものとする。」とありますが、いつ頃の通知を予定しているか目安をご教示いただけますでしょうか。	提案書受付後、速やかに通知します。
24	入札説明書	19	3	6	(2)	-	-	-	SPCの設立	SPCがプロジェクトファイナンスにて資金調達を行う場合、金融機関からSPC株式に対する質権設定を依頼されることとなりますが、その際には、貴市からの事前の承諾をいただけるものと認識でよろしいでしょうか。	落札者の資金調達先である金融機関の提案を受け、本市と協議の上、直接協定書において定めます。
25	入札説明書	19	3	6	(2)				SPCの設立	「構成員は、本事業が終了するまでSPCの株式を保有するもの」とありますが、出資をしない協力企業には適用されない理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	入札説明書	19	3	6	(4)				事業契約書の内容変更	「事業契約書の内容変更は行わない」とありますが、公表いただいた事業契約案を基本とし、大幅な内容の変更は行わないが、条文の意味の明確化やその他細部の契約変更は認められる理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	要求水準書	5	1	3	(6)			(ア)	法令等	土壌汚染対策法は当該工事に関係するでしょうか。関係ある場合以下についてご提示下さい。(地下水汚染含め)	本市において土壌汚染対策法第4条第1項の規定により一定の規模以上の土地の形質の変更について届け出済みであり、法に基づく土壌調査は必要ないとの回答をいただいています。

「(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業」入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問	回答
28	要求水準書	5	1	3	(6)		(ア)		法令等	農地等がございますが土壌調査は実施済みでしょうか。もしくは実施する予定でしょうか。(地下水汚染含め)	No.27を参照してください。
29	要求水準書	5	1	3	(6)		(ア)		法令等	土壌調査スケジュールや申請関係スケジュールをご提示下さい。(地下水汚染含め)	No.27を参照してください。
30	要求水準書	5	1	3	(6)		(ア)		法令等	法4条他土壌汚染対策法に係る申請は市が行う事によろしいでしょうか。(地下水汚染含め)	No.27を参照してください。
31	要求水準書	10	1	3	(8)	キ	-	-	配送校及び学級等	特別支援学級への配食は個別で行う必要がありますか。	特別支援学級の生徒の喫食は、通常学級からの取り分けを想定しています。
32	要求水準書	11	1	3	(8)	ク	-	-	施設稼働日数	水光熱費の試算を行うための確認としまして、稼働日数200日とは、調理を提供する日数でしょうか。また、調理提供日以外の市職員用事務室を利用する日数も教えていただけませんか。	前段につきましては、ご理解の通りです。後段につきましては、市職員用事務室は原則として土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日以外は毎日使用します。
33	要求水準書	11	1	3	(8)	ケ	-	-	光熱水費	光熱水費負担について、電気・ガス・上下水道の単価(試算用)を教えてくださいませんか。	電気・ガス・水道の各単価は非公表とします。
34	要求水準書	11	1	3	(8)	ケ	-	-	光熱水費	電気・ガスの単価につきまして、燃料調整費や再生可能エネルギー賦課金につきまして、試算用単価を教えてくださいませんか。	燃料調整費や再生可能エネルギー賦課金につきまして、試算用単価は非公表とします。
35	要求水準書	11	1	3	(8)	ケ	-	-	光熱水費	電気の単価につきまして、再生可能エネルギー賦課金は毎年変動が増加しております。提案時より増加した単価につきましては、見直しや追加費用は事業者側にいただけるのでしょうか。	原案のとおりとします。
36	要求水準書	11	1	3	(8)	ケ	-	-	光熱水費の負担	市職員用事務室で使用した光熱水費(通信費を含む)は別途計量とありますが、電話、FAXを市で契約される場合は、通信費は含まなくてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	要求水準書	14	3	2	-	オ	-	-	前面道路拡幅工事	南側道路の拡幅工事の際に干渉する電柱が2本あります。事業者側で移設するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

「(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業」入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問	回答
38	要求水準書	14	3	2	-	キ	-	-	前面道路拡幅工事	南側道路、市道15301平尾開拓1号線と1502平尾開拓2号線が交差する箇所にカーブミラーがあります。これは、事業者で移設するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	要求水準書	14	3	2	-	キ	-	-	前面道路拡幅工事	南側道路、市道15301平尾開拓1号線と1502平尾開拓2号線が交差する箇所に自治体のごみ置き場があります。工事期間中のゴミ置き場の場所及び、施工後のゴミ置き場の位置等の自治会との調整は、市側で行っていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	自治会、市及び事業者で協議を行います。
40	要求水準書	14	3	2	-	キ	-	-	解体・前面道路の拡幅工事	南側道路に既設のガードレールがあります。このガードレールも事業者側で撤去するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	要求水準書	16	4	2	(2)	ウ	-	-	新農村センター北ゾーンの設計GL等 の新農村の基本設計に必要な情報の提供	新農村北ゾーン及び南ゾーンの設計GLは事業者が決定し、市と協議後、造成等は事業者が行うと考えてよろしいでしょうか。	新農業センター北ゾーンの設計GLは、事業者の提案を基に市と協議のうえ決定していただくこととなりますが、新農業センター(北ゾーン、南ゾーン)は、雨水対策等の関係から、市道赤水9号線や市道平尾開拓1号線と同レベルでの計画を想定しています。また、要求水準書17頁(3).ア.(エ)に示すとおり、新農業センター北ゾーンの造成、整地は事業者の業務範囲となります。
42	要求水準書	17	4	2	(2)	チ	-	-	設計業務	事業者用駐車場用地について、利用する場合の整備として、用地を造成して道路から乗り入れることでよろしいですか。	ご理解のとおりです。なお事業者用駐車場の整備は必須となります。
43	要求水準書	17	4	2	(2)	ト	-	-	設計業務	資料7による雨水対策施設を計画する場合に、資料21による最終排水管PQの排水量を考慮した今回の追加対象面積の許容放流量をご指示下さい。	三重県宅地等開発事業に関する技術マニュアルの洪水調整池に準拠してください。また、三重県の公表している三重県洪水調整池計算システムを活用し、要求水準書及び要求水準書資料21に示す内容をもとに事業者にて算出してください。
44	要求水準書	17	4	2	(2)	ト	-	-	雨水対策施設	雨水対策施設(地下雨水貯留槽)でポンプアップ方式の採用は可能でしょうか。	ポンプアップ方式の採用は可とします。
45	要求水準書	17	4	2	(2)	ト	-	-	雨水対策施設	既存雨水排水管の流下能力が不足する場合、既存雨水排水管の改修は可能でしょうか。また、改修可能な場合、その改修費用は本件事業費に含むのでしょうか。	既存雨水排水管等に関する情報を要求水準書資料21に参考として示しておりますが、事業者において調査や河川管理者等との協議を行い、排出先や雨水対策施設の計画など必要な手続きを行ってください。なお、既存雨水排水管等の改修を行うのであれば、事業者の負担となります。

「(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業」入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問	回答
46	要求水準書	17	4	2	(3)	ア	-	-		資料6-1 下水道整備に関する資料では、調整池を含むとあります。資料7-1 修正版雨水排水計画に関する資料では、地下雨水貯留槽となっています。計画によりどちらを採用するか提案者で判断してよろしいですか。	要求水準書資料6-1の調整池を含むとは給食センターの範囲内に設けることを意図するものです。事業者の提案によりますが、現地の地形から地下に雨水貯留を行う洪水調整池を設けることを想定しています。
47	要求水準書	18	4	2	(3)	イ	-	-		事業範囲概要図を参考に緑地率15%以上とありますが、資料6-1の給食センター範囲+共用駐車場範囲において15%以上確保すれば良いと考えてよろしいですか。	緑化率の計算範囲は、要求水準書資料3-4の通りとしてください。
48	要求水準書	18	4	2	(3)	ア	-	-		今回の計画で道路拡幅工事が含まれていますが、都市計画法に基づく協議は不要と考えてよろしいですか。	都市計画法に基づく開発許可は必要ありませんが、「四日市市開発許可等に関する条例」に基づく「開発行為に関する事前協議」に準ずる手続きが必要となります。また、道路拡幅工事では道路管理者との協議や道路法の手続きなどが必要になります。
49	要求水準書	20	4	2	(10)	-	-	-	配送車調達業務	食材搬入用プラットホームの要求内容から、給食センター施設の床面の高さは、地面より90cm程度になると思われませんが、学校の配膳室のプラットホームも90cm程度と想定して配送車の仕様を決定すればよろしいでしょうか。	学校により異なりますが、0~90cm程度を想定しています。
50	要求水準書	21	4	2	(12)	ウ			交付金申請等支援	市が予定している「学校施設環境改善交付金」の交付申請及び起債の時期、またその申請書類が必要な時期について、想定があれば教えていただけますでしょうか。また、「学校施設環境改善交付金」の交付金額が確定する時期についても想定があれば教えていただけますでしょうか。	No.12を参照してください。
51	要求水準書	23	5	-	-	シ	-	-	開業準備業務	事業説明資料の内容の改訂は、費用も含めて協議ということでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	要求水準書	25	6	1	(3)	ウ	-	-	専用の管理システム	専用の管理システム等を活用し保管とありますが、専用の管理システムとはどのようなシステムを想定されておりますか。	実施方針等に関する質問に対する回答No.89をご覧ください。
53	要求水準書	26	6	1	(6)	エ			主な修繕更新業務	主な修繕更新業務が記載されておりますが、点検等により修繕が必要でない水準であれば、必ずしも全てを実施しなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

「(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業」入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問	回答
54	要求水準書	33	6	2	(6)	イ	(イ)	a	(j) 高所の天井の定義	天井は月1回清掃を行うとありますが、高所の天井に関しては市の承認を得ればこの限りではないとの記載があります。高所の天井とはどの程度の高さと想定されておりますか。また一般エリアの天井も月1回の清掃と想定されておりますか。	高所の天井とは脚立を含む高所作業用の足場を要する天井を想定しています。給食エリアにおいては調理設備等により月1回以上、足場を組むことが困難なエリアが生じることを想定した要求事項です。一般エリアの天井も月1回の清掃を想定していますが、市が承諾した場合において仕様の変更を認める考えです。
55	要求水準書	33	6	2	(6)	ウ	e		関連:54頁、64頁 建築設備、受水槽	受水槽設備について、下記のように記載がありますが、維持管理費用、水質の確保等を考慮し、受水槽を設置しない提案は可能と考えてよろしいでしょうか。 第6章2. (6)イ、(ウ)建築設備 c. 受水槽を設置する場合、(以下省略) 第8章1. 本件施設の概要(一覧表内) 付帯設備 受水槽 同2、諸室の説明(2)一般エリア(一覧表内) 受水槽「a. 給水のための施設とする」	受水槽設備を設置しない提案も可能ですが、その場合は本件施設周囲の水圧や提案設備、周辺地域の影響等を総合的に十分検討したうえで提案してください。なお当該提案によって周辺地域や第三者に損害が生じた場合は事業者にて対応してください。
56	要求水準書	37								第7章 2、(5)非常変災時等における市との協力体制に「非常変災等が発生した場合には、施設設備、配送車両の使用及び調理人員の提供等について、市に協力するものとする。」とありますが、非常変災等の発生時に調理等を行うことを想定し、電気、調理用水、調理熱源等を確保する必要があると考えますか。確保する場合は、どの程度の期間必要な量と想定しますか。	電気、上下水が復旧した後の対応に関する要求事項となります。なお、本件施設として、非常変災等の発生時における調理等のための、電気、調理用水、調理熱源等の確保は不要です。
57	要求水準書	38	7	3	(1)				運営担当者	食品衛生責任者は、運営業務責任者以外との責任者等と兼任することができるとあります。アレルギー対応責任者は食品衛生責任者と兼任してもよろしいのでしょうか。アレルギー担当者は他の運営担当者と兼任は不可とも記載されています。	アレルギー対応責任者は食品衛生責任者も含む他の責任者との兼任を認めていません。専任としてください。
58	要求水準書	41	4	(1)	ア	(ア)			食材検収補助	野菜類、冷凍及び冷蔵品等は前日納品とありますが、当日納品は無いという認識でよろしいですか？	野菜類、冷凍及び冷蔵品等は前日納品を想定していますが、献立等によっては当日納品となる場合もあります。
59	要求水準書	41	7	4	(1)	ア	(ア)		食材納品	食材納品用トラックは最大で、何トトラックがあるか解りましたらご教示頂きたいです。	納入業者により異なりますが、食材納入用車両は2～3t車相当を想定しています。
60	要求水準書	41								野菜類、冷凍及び冷蔵品は前日午後納品となっておりますが、野菜保管及び冷蔵庫冷凍庫の運転については停電時を想定する必要があるでしょうか。(前日納品食材が翌日調理まで適温で保管されるため)	停電時を想定していただく必要はありません。

「(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業」入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問	回答
61	要求水準書	42	7	4	(1)	イ	(ア)		調理室の温度・湿度	調理場は換気を行い、温度は25℃以下、湿度は80%以下に保つこと。調理場とは、洗浄室・コンテナ室・器具洗浄室・風除室も含まれますでしょうか。	調理場に風除室は含まれません。洗浄室・コンテナ室・器具洗浄室は換気を行い、温度は25℃以下、湿度は80%以下に保てるものとします。
62	要求水準書	44	7	4		イ	(キ) c		配食	個人毎に配食するデザート等とあります。前回質疑No44でカップゼリー、小箱ケーキとの回答がありました。各容器の寸法を教示願います。	小箱ケーキは3辺の合計20cm程度、ゼリー(カップ)は50～60ml程度を想定しています。
63	要求水準書	45	7	4	(1)	ウ	(ウ)		給食開始予定時間	各学校の給食終了時刻をご教示ください。各学校の回収計画を策定することで、配送車台数・配送員人数を算出します。	給食終了時間は給食開始時間から40～45分程度後を想定しています。
64	要求水準書	45	7	4	(1)	ウ			配送・回収業務	提案にあたっては富洲原中学校は12:05給食開始として配送計画を作成するのでしょうか。給食開始時間は学校との協議とのことですが、実際の協議は、供用開始前になると思われます。変更する可能性があるのであれば、想定時間をご教示いただけないでしょうか。	富洲原中学校については本市の他の中学校の給食開始時間を参考に、変更を前提とした協議を行っていく予定です。
65	要求水準書	46	7	4	(1)	ウ	(エ)		計量業務	配送前の食缶の計量、記録とは、食缶に配食した時点での計量、記録という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	要求水準書	47	7	4	エ	(オ)			配膳業務	牛乳の飲み残しの際の業務については、どの様なお考えでしょうか？(廃乳業務についての対応)	牛乳の飲み残しは学校側が食缶に入れ、残渣として給食センターにおいて処理するものとします。なお、牛乳パックの洗浄、リサイクルは学校及び市が行います。
67	要求水準書	47	7	4	エ	(オ)			配膳業務	「牛乳の飲み残しは学校側が食缶に入れ残渣として給食センターにおいて処理する」とありますが、その食缶は専用食缶となりますでしょうか。その場合、洗浄・保管はセンターで行い、翌日、空食缶を学校へ運搬するということとなりますでしょうか。	牛乳の飲み残しは専用食缶ではなく空いた食缶に入れ、残渣として給食センターにおいて処理するものとします。
68	要求水準書	47	7	4		オ	(ア)		配膳業務	「f.給食配膳員は、～食缶等をワゴンに載せるなど、学校毎に決定された手順の配膳を行うこと。」とございますが、決定された手順は別途貸与していただける資料に記載がありますでしょうか？各学校配膳室備品で調達を求められているワゴンの仕様、台数を検討するために、お示しください。	要求水準書資料10を参照してください。なお、具体的な手順については、今後各学校との協議になります。

「(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業」入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問	回答
69	要求水準書	47								牛乳の飲み残しについては、各配送学校で廃棄処分すると考えてよろしいでしょうか。又は牛乳配送業者様にて回収いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	No.66を参照してください。
70	要求水準書	48	7	4		キ	(ア)		調理備品 保守管理業務	食器、食缶等については更新回数記載があるのに対して調理備品は提案によると記載がありますが、安全な給食提供とコストを鑑みて回数指示は頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
71	要求水準書	49	7	4	ケ	(ア)	(b)		細菌検査	10月から3月には、毎月1回以上ノロウイルスの検査とあるが、リアルタイムPCRの認識で宜しいですか？	検査方法は事業者の提案に委ねますが、質問の方法については可とします。
72	要求水準書	49	7	4	ケ	(ア)	(b)		細菌検査	検査対象として、調理従事者・配膳員・配送員・事務員の対象(常時センター従事者)での認識で宜しいですか？プラス清掃員についても必要でしょうか？	質問の内容にある検査対象はご理解のとおりです。清掃員に限らず常時給食センターに従事する場合は検査対象になると考えます。なお、それ以外の従事者に対する細菌検査は提案によります。
73	要求水準書	50	7	4	(1)	ケ	(ア)		衛生管理業務	ノロウイルスの検査は配送員も必要でしょうか。	No.72を参照してください。
74	要求水準書	54	8	1					本施設の概要	「施設面積は事業者の提案によるもの」とありますが、上限および下限を設けず、建設コスト含め入札価格を予定価格内に収めれば良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	要求水準書	55	8	2	(1)				関連:60頁 給食エリアについて	給食エリアについて、バリアフリー及びユニバーサルデザインについて記載がありませんがこのエリアでの本対応は不要と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書17項2.(2).シに示すとおり、関係法令等を遵守し、提案に委ねるものとします。
76	要求水準書	57	8	2	(1)				洗浄室	「f.洗浄機には～吸排気設備は独立した系統とすること。」とございますが、洗浄機入口側と出口側の開口部から、洗浄室へ水蒸気が拡散しないように吸気を行い、洗浄機内部からの水蒸気は洗浄機上部に直結したダクトで排気するのが一般的な最新仕様の洗浄機独立排気ですが、このような仕様も同等仕様とお認めいただけたらという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	要求水準書	60	8	1					汚染・非汚染 作業区域前室	汚染、非汚染作業区域の入室は調理場内清掃や衛生面に考慮し、午前・午後それぞれに汚染・非汚染作業区域前室が必要という解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

「(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業」入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問	回答
78	要求水準書	60	8	2	(2)				洗濯・乾燥室	作業区域ごとに、洗濯室・乾燥室は区分け必要でしょうか	原案のとおり、作業区域ごとに必要な洗濯機及び乾燥機を設置してください。
79	要求水準書	62	8	2	(2)				見学通路	調理場内の各部屋を見るモニターの設置場所は、見学通路のみで宜しいでしょうか。	要求水準書71頁サ モニタリング用カメラ設備、(ア)に示すとおり、市職員用事務室及び事業者用事務室にも設置してください。
80	要求水準書	62	8	2	(2)				見学通路	別途P72で示されるモニタリング用カメラの画像と見学通路の画像は同様でよろしいでしょうか	要求水準書71頁サ モニタリング用カメラ設備、(イ)に示すとおり、市職員用事務室及び事業者用事務室と同様の映像が確認できるよう整備してください。
81	要求水準書	62								アレルギー対応調理室について、調理室自体のしつらえは一般的な小型の調理室ですが、見学通路での見学が必要でしょうか。特に見学の目的があればお教えください。	原案のとおり、アレルギー対応調理室が見学できる通路を設けてください。
82	要求水準書	63								一般エリア事業者専用部分について、バリアフリー及びユニバーサルデザインについて記載がありませんがこのエリアでの本対応は不要と考えてよろしいでしょうか。	No.75を参照してください。
83	要求水準書	64	8	2	(2)				排水処理施設	四日市市下水道条例に基づく水質基準値をご提示いただけませんか。	四日市市公共下水道条例及び水質汚濁防止法施行令に準拠してください。
84	要求水準書	65	8	3	(1)	ア	(ア)		施設等の性能	本件施設用地内の車両動線上にパトランプを設置とありますが、安全上視界に支障なければ不要と考えてよろしいですか。	本件施設用地の出入口にパトランプを設けることを想定していますが、安全確保を図るための計画については、提案に委ねます。
85	要求水準書	65	8	3	(1)	ア	(ア)		施設等の性能	配送車の駐車スペースで、配送口・回収口のトラックバース以外の駐車スペースに屋根は必要ですか、ご指示下さい。	要求水準を遵守の上、提案に委ねます。
86	要求水準書	65								配送車両は配送運転時以外はトラックバースに全ての配送車両を駐車させる必要があるでしょうか。	トラックバースに全ての配送車両を駐車させる必要はありません。配送車両の駐車場所は調達等も含め、要求水準を遵守の上、提案に委ねます。

「(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業」入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問	回答
87	要求水準書	70	8	3	(2)	ア	(エ)		再生可能エネルギー型設備	「再生可能エネルギー型設備を可能な限り採用すること」とありますが、太陽光発電設備を採用するのであれば、規模はどの程度をお考えでしょうか。	太陽光発電設備については、景観への配慮もあることから、環境教育の啓発が行える程度を考えており、系統連系は想定していません。規模については、事業者の提案としますが、参考事例として、本市の直近の校舎改築工事では、太陽電池容量を10.0kWとしています。
88	要求水準書	72	8	3	(3)	ア	(エ)		給排水の満減水警報	「給排水の満減水警報等の異常」とは受水槽の事との理解で宜しいでしょうか。その他必要箇所がありましたらご教授ください。	受水槽のほか、ボイラーに付けてください。その他は、要求水準を遵守の上、提案に委ねます。
89	要求水準書	73	8	3	(3)	エ	(イ)		グリストラップ	排水処理施設の仕様によっては油脂類の分解も可能であり、グリストラップを設置しない事例もありますので、排水基準を満たしていればグリストラップの設置は必須で無いと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	要求水準書	73	8	3	(3)	エ	イ		排水設備	除害施設に接続する配管に、グリストラップを介すことは必須でしょうか。除害施設の能力に応じ事業者の提案とすることは可能でしょうか。	No.89を参照してください。
91	要求水準書	79	8	3	(5)		(キ)		配膳室	ワゴンの寸法等の欄に、配送校に合わせ、提案によると思いますが、各学校共通仕様・共通寸法でも問題無いでしょうか。また、数量は適宜とありますが、10ページ表:配送校の生徒数等の状況の学級数に各1台分の293台と各校職員室分の22台を加えた分、315台が最大数との理解でよろしいでしょうか。	各学校共通仕様・共通寸法で問題ありません。数量については、要求水準書10、11頁の表を参考に必要な台数を算出してください。
92	要求水準書	79	8	3	(7)	イ			食器	文部科学省が5/1に「新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校教育活動に関する提言」を出しましたが、給食にかんして、可能な場合には小分け済みの形(弁当方式とすること)との記載があります。今後食器・食缶ではなく弁当方式での提供をすることを検討する可能性はありますか。	現時点では想定していません。
93	要求水準書	79	8	3	(7)	イ			食器	材質は樹脂製(PENまたは耐熱ABS)で、汚れが付きにくいものであることとありますが、材質の条件を満たしていれば、PNEまたは耐熱ABS以外の提案でもよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。
94	要求水準書	80	ウ						食器具	アレルギー対応について、はし・スプーンは個人対応となりますか？	通常食と共通のものを使用します。

「(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業」入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問	回答
95	要求水準書	-	-	-	-	-	-	-	資料編	土壌汚染に係る資料をご提示下さい。 (地下水汚染含め)	No.27を参照してください。
96	要求水準書 資料3-4	-	-	-	-	-	-	-	事業範囲概要図	概要図において、示されている内容について、事業者の提案として門扉の位置、共用駐車場の位置等変更してもよろしいでしょうか。	共用駐車場の位置は、要求水準書資料3-4に示すとおりとします。なお、範囲については、事業者の提案とします。 また、保育園へ出入りできる門扉の位置については、市との協議になります。
97	要求水準書 資料3-4	-	-	-	-	-	-	-	修正版 事業範囲概要図	事業範囲概要図では「給食センター用のゲート(車両、歩行者用)を設けること」と2か所ございますが、1敷地に2か所の出入口を設置することで道路管理者と協議済みという理解で宜しいでしょうか。	給食センター用のゲートは2か所設置してください。また、道路管理者との協議や関係手続きなどは事業者にて行ってください。
98	要求水準書 資料3-4	-	-	-	-	-	-	-	資料3-4 事業範囲概要図	緊急時車両用出入口を市道15301平尾開拓1号線側に設け、常時閉鎖とするとありますが、同じ個所に給食センター用のゲート(車両、歩行者用)を設けるとあります。常時閉鎖の緊急車両出入口、給食センター車両用出入口は別々に設けるという意味でしょうか。	緊急時車両用出入口と質問にある給食センター用のゲート(車両、歩行者用)は同一のものです。
99	要求水準書 資料7-1	-	-	-	-	-	-	-	資料7-1 雨水排水計画に関する資料	地下雨水貯留槽を共用駐車場範囲内の地下に設置することは可能でしょうか。	給食センター敷地内としてください。(共用駐車場内は不可)
100	要求水準書 資料8	-	-	-	-	-	-	-	地質調査資料	資料8-1～8-8では、支持層の杭採用時の杭長が想定でしか設定出来ません。設計時に地盤調査を行います。資料と状況が異なった場合の当該リスクは「市」との理解で宜しいでしょうか。	要求水準書資料8は近隣の参考資料です。事業者は、事業者の責任において必要な事前調査を行い、設計してください。
101	要求水準書 資料10	-	-	-	-	-	-	-	配膳業務に関する資料	「①直送品の受け取りに間に合う時間に出勤～」とありますが、配膳員の労働時間(出勤時間)を検討するため、各学校の直送品の納品時間をご教示ください。	直送品の納品時間は供用開始までに決定します。現在の小学校給食の牛乳納品時間(8:00～11:30)を参考に検討してください。
102	要求水準書 資料10	-	-	-	-	-	-	-	配膳業務に関する資料	直送品の納品時間は、何時を想定すればよろしいでしょうか。	No.101を参照してください。
103	要求水準書 資料11	-	11	2	-	-	-	-	除去食による対応	「加熱調理の最初の段階から調理する」とありますが、献立により原因食物が混入する前に取り分ける方法は可能ですか？	不可とします。

「(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業」入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問	回答
104	要求水準書 資料12								想定献立案	要求水準書(案)の想定献立案に掲載されていた「津ギョーザ」が変更となっていますが、「津ギョーザ」は献立としてあるものとの認識でよろしいでしょうか。	令和2年4月13日公表の要求水準書「資料12想定献立」を参照のうえ提案してください。
105	要求水準書 資料12								想定献立案	りんごをはじめ、果物の提供は多種あると思われますが、果物の皮むき提供はございますでしょうか。	りんごは皮つきのまま、梨などは皮むきでの提供を想定しています。
106	要求水準書 資料13	-	-	-	-	-	-	-	施設台帳	貸与された施設台帳によると、中学校でエレベーターが既設であるのは橋北、港、笹川、南の4校ですが、これ以外の学校にもエレベーターを新設しますか。	給食センター供用開始までに全校設置する予定です。要求水準書資料9を参照してください。
107	要求水準書 資料13	-	-	-	-	-	-	-	施設台帳	校舎の外部に配膳室が描かれている富田中学校のような場合、各教室への食器、食缶の運搬は、台車に移して校舎外を走行することは可能ですか。	ワゴンに移して渡り廊下等を走行することを想定しています。
108	要求水準書 資料13	-	-	-	-	-	-	-	施設台帳	配膳室が2階にある西朝明中学校の場合、現時点ではエレベーターがありませんが、コンテナをどのようにして2階まで上げたら良いのでしょうか。	No.106を参照してください。
109	要求水準書 資料13	-	-	-	-	-	-	-	施設台帳	全ての中学校は給食センターのプラットフォームと同じ高さで配膳室のプラットフォームを整備しますか。	No.49を参照してください。
110	要求水準書 資料13	-	-	-	-	-	-	-	施設台帳	山手中学校のように2棟ある校舎のそれぞれに普通教室があり、2階以上は渡り廊下で結ばれていない学校には、校舎の数のエレベーターが設置されるのでしょうか。	エレベーター位置については要求水準書資料9を参照してください。なお、山手中学校については、エレベーターを2基設置します。
111	要求水準書 資料14-3	-	-	-	-	-	-	-	新農業センター 整備内容及び整備 工程	新農業センターのレイアウトイメージにおいて、敷地西側にある「あがた駐在所と郷土資料館」の南側に示された青枠内の水色四角枠の2つは、現農業センターの仮設事務所との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	要求水準書 資料14-4	-	-	-	-	-	-	-	新農業センター 整備内容及び整備 工程	新農業センターの事業スケジュール(予定)において、仮設事務所の整備及び引越しスケジュールがありませんが、解体工事工程を作成するにあたり、仮設事務所の整備及び引越しスケジュールをご提示ください。	仮設事務所の整備及び引越しは令和2年12月末までに完了する予定です。

「(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業」入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問	回答
113	要求水準書資料14-4	-	-	-	-	-	-	-	新農業センター整備内容及び整備工程	新農業センターの事業スケジュール(予定)から、給食センターの工事期間と重複することが想定されます。工事期間中の資料3-4建設業務対象範囲内において、新農業センターの工事等に使用する車両や作業員等の出入りは無いとの認識でよろしいでしょうか。	基本的には各々の事業範囲内での作業、施工と考えています。なお、敷地が接する部分の取合などの調整は事業者で行ってください。
114	要求水準書資料18								解体工事、前面道路の拡幅工事、建設工事中の安全対策について	「作業日時は、原則、月曜日から土曜日の午前8時から午後5時まで」とありますが、近隣住民との合意事項でしょうか。学校の冬季夏季休業時等、原則に限定されず臨機応変に対応していく理解でよろしいでしょうか。	周辺住民に対しては次のような説明を行っています。「作業日時は、原則、月曜日から土曜日の午前8時から午後5時までとします。ただし、工事の進捗状況等により、騒音・振動を伴わない室内での作業及び現場監督員の点検・事務作業については、作業時間を延長する場合があります。また、日曜日は原則、全休としますが、工事の進捗状況等により日曜日に作業を行う場合もあります。」 なお、作業日時の変更等については、事業者において周辺住民への説明等を行ってください。
115	要求水準書資料19	-	-	-	-	-	-	-	事業者用駐車場用地	資料19の事業者用駐車場用地は本件施設用地との位置関係をご教示いただけないでしょうか。	要求水準書資料1-2を参照してください。
116	要求水準書資料20	-	-	-	-	-	-	-	工事車両及び配送車の通行ルート	先行して行われる新農業センター整備の南側ゾーン(園場エリア)の整備時の工事車両ルートについては、給食センター整備時の工事車両と同じルートを利用するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
117	要求水準書資料22	-	-	-	-	-	-	-	解体対象物のアスベスト調査結果	アスベストの調査につきまして、資料22-1及び資料22-2にて採取箇所が示されていますが、採取箇所がわかる図面資料の開示はしていただけますでしょうか。	要求水準書資料22及び閲覧資料「解体対象施設等の図面に関する資料」を参照してください。
118	要求水準書資料22	-	-	-	-	-	-	-	解体対象物のアスベスト調査結果	アスベストの調査につきまして、資料22-2にてNo.39の事務所棟外部屋根の試料採取ができなかったとの記載がありますが、事業契約後の再調査にてアスベスト含有が判明した場合は、撤去の追加費用について協議していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書資料22-1のアスベスト調査において、No.41事務所棟屋根材にアスベストが含まれていることが確認でき、No.39はNo.41と材料が一体となっているため、No.41と同様の処理が必要と考えております。
119	落札者決定基準	3	4	2	(3)				必須項目審査	必須項目審査に関する様式18~23については、加点審査項目の範囲外として審査され、加点審査項目に影響しないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、様式25-1に記載のある以下の注釈を参照してください。 ※加点項目提案書において、必須項目提案書で提案した内容を再度提案したい場合、又は参照が必要な提案がある場合は、当該必須項目提案書の提案内容を再掲すること。

「(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業」入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問	回答
120	落札者決定基準	3	4		(4)					「性能点は評価項目ごとに4段階で評価し～」とありますが、4段階の各評価での点数配分(A評価は配転×〇等)をお示しいただくことはできますでしょうか。	原案のとおりとします。
121	基本協定書(案)	2	-	-	4条	-	-	-	第4条1項 事業予定者の設立	「会計監査人」の記載がありますが、会計監査人は、毎年度、重任登記が必要となる(再任の場合も、毎年度、登記費用が発生する)ため、SPCの内部機関としての会計監査人は設置せず、外部の公認会計士または監査法人による監査を認めていただけないでしょうか。	会計監査人の設置は任意とし、公認会計士又は監査法人による監査を受けることを可とします。
122	基本協定書(案)	4	-	-	7条	-	-	-	第7条 事業契約	本事業の入札手続とは入札参加資格申請から落札者決定までとの理解で宜しいでしょうか。	入札参加資格申請から事業契約の効力発生前までの期間をいいます。
123	基本協定書(案)	7	-	-	11条	-	-	-	第11条 解除並びに違約金等	違約金の支払い義務を負うのは、違約金事由が生じたことについて帰責性を有する落札者(企業)のみで、当該帰責性を有しない落札者(企業)は一切の義務を負わない理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
124	基本協定書(案)	7	-	-	11条	-	-	-	第11条 解除並びに違約金等	事業契約締結以降に、基本協定書に基づく違約金の発生事由が生じ、事業契約書の解除事由と重複した場合、どちらの違約金支払いが優先されますでしょうか。もしくは事業契約書並びに基本協定書両方での違約金請求となるのでしょうか。	重複した場合には、事業契約書が優先されます。また、二重に違約金を徴求する趣旨ではありません。
125	基本協定書(案)	7	-	-	11条	-	-	-	第11条 解除並びに違約金等	「本協定を解除するか否かにかかわらず、落札者に第7条第5項各号の事由が生じた場合～」と記載がありますが、本協定の解除有無に関わらず違約金の支払い義務は必ず発生するのでしょうか。また、本協定の解除がされない場合、別の事象で再度第7条第5項各号所定のいずれかに該当することとなったときは、複数回違約金の支払い義務が発生するということでしょうか。	ご理解のとおりです。
126	基本協定書(案)	7	-		11条				第11条 解除並びに違約金等	7条5項に「事業契約に係る本契約の効力発生前に」とあるため、11条で規定されている基本協定の解除による違約金発生は、基本協定締結から事業契約締結(議決後)までの期間に7条5項各号の事由が生じた場合、または発覚した場合に限り、違約金の支払義務が生じる理解でよろしいでしょうか。	基本協定書(案)第11条1項の規定は基本協定書及び事業契約書の解除に関する規定となります。違約金に関する第2項の規定は事由を第7条第5項各号に限定したうえで、第14条に示す有効期間において有効な条文となります。

「(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業」入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問	回答
127	基本協定書 (案)	7	-		11 条				第11条 解除並びに違約 金等	「帰責性を有する者は、連帯して」とありますが、帰責性を有する者は何を連帯するのでしょうか。 仮に帰責性の有る者が違約金を支払えなかった場合はグループを構成する法人が連帯して違約金を支払う義務を負う場合、構成する法人の経営自体に大きな影響を与えることとなります。事業参画者を大きく制限する条項であり、違約金の設定について、見直しをお願いいたします。	第11条について、帰責事由を有する者が1者の場合、当該企業のみが違約金を支払う対象となり、帰責事由を有する企業が複数であった場合、当該企業(複数)が連帯して違約金を支払うこととなります。 質問の内容について、第11条は帰責事由の無い構成員に対し違約金を求める規定ではございません。
128	基本協定書 (案)	7	-		11 条				第11条 解除並びに違約 金等	議会の議決が得られないことによる事業契約不成立の場合、落札後に事業者が生じる費用(SPC設立費用、弁護士費用等)については、市がご負担いただけますでしょうか。	事業者の負担となります。
129	基本協定書 (案)	8	-	-	14条	-	-	-	第14条 有効期間	「本協定締結日から事業契約書に定める本事業の終了日までとする。」と記載がございますが、基本協定書は落札者選定後、事業契約締結に向けて、落札者と市の本事業等の円滑な実施に必要な諸手続及び双方の協力義務について定めることを目的(第1条の通り)としていることから、SPCが設立され事業契約が成立した時点で本協定の有効期間が終了するようご再考願います。	原案のとおりとします。
130	事業契約書 (案)	2	1	1	5条	2	-	-	契約上の地位の 譲渡、株式発行 等の制限等	貴市の事前の承諾を必要とする資金調達計画の変更には、SPCにおける金融機関からの資金調達にかかる軽微な変更(例えば資金調達スケジュールの変更)などは含まれない理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
131	事業契約書 (案)	3	1	2	9 条	5			第9条5項 本件事業用地等 の使用	「事業者がその責任において費用を負担」とありますが、追加的な支出が貴市に起因される場合など、事業者に帰責されない場合は貴市への請求が可能という理解でよろしいでしょうか。	本市に帰責事由がある場合にのみ、市が負担をします。

「(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業」入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問	回答
132	事業契約書 (案)	3	1	2	12条	-	-	-	公租公課の負担	<p>事業所税についてですが、SPCには従業員はいないため、従業者割は非課税の理解です。 資産割対象の部分につき具体的にご教示ください。 事業所税の手引きには以下記載があります。 事業所床面積=①+②×③/④ ①自己の事業所部分の床面積 ②共用部分の床面積 ③共用部分に関連を有する自己の事業所部分の床面積 ④共用部分に関連を有するすべての事業所部分の床面積</p> <p>以下1及び2の合計との理解で宜しいでしょうか。 1.四日市市内に設立したSPC本社所在地(登記だけで場所を賃借しない場合は無し、賃借場所を賃借する場合は賃借する部分)の面積 2.要求水準書 54頁記載の本件施設内一般エリア(事業者専用部分、※共用部分に関しては上記計算式で求められる部分)及び給食エリアの面積 ※共有部分の計算根拠となる④のすべてとは一般エリアを指す理解で宜しいでしょうか。</p>	No.1を参照してください。
133	事業契約書 (案)	3	1	2	12条	-	-	-	公租公課の負担	<p>事業所税の発生基準日は、維持管理運営開始日との理解で宜しいでしょうか。</p>	No.1を参照してください。
134	事業契約書 (案)	3	1	2	12条				公租公課の負担	<p>事業者(SPC)が負担する租税に関して、「事業所税」は、「資産割」と「従業者割」で構成されていますが、本施設の事業所床面積の合計が1,000㎡を超えるものの、事業者(SPC)自体が100名超を直接雇用しない限り、「資産割」だけが課せられる(「従業者割」は課せられない)との理解でよろしいでしょうか。</p>	No.1を参照してください。
135	事業契約書 (案)	5	1	2	19条	-	-	-	第19条(契約保証金)	<p>「事業者は～契約保証金を市に納付する」また「四日市市契約施行規則～担保の提供をもって変更することができる」とあります。 上記の担保を履行保険保証とした場合、事業者は各業務を担保することができないため、各業務を担当する企業が行うとの理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。

「(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業」入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問	回答
136	事業契約書 (案)	5	1	2	19条	-	-	-	契約保証金	担保の提供に関する規定が第16条の場合、「契約の相手方が保険会社との間に、市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。」との記載がありますが、施設整備業務期間中の契約保証金並びに維持管理・運営期間中の契約保証金を、それぞれ履行保証保険契約締結にて代用できるとの理解で宜しいでしょうか。また、保険契約者は別紙6「付保すべき保険」同様に、事業者、請負人等どちらでも宜しいでしょうか。	契約保証金は、履行保証保険契約締結にて代用できるものとします。また、保険契約者は事業者、請負人等どちらでもかまいません。
137	事業契約書 (案)	5	1	2	19条	1	-	-	契約保証金	念の為確認させてください。「事業者は…本契約までの効力の発生する日の翌日まで」とありますが、契約保証金(1)の納付は事業契約の議会議承認日翌日までという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
138	事業契約書 (案)	5	1	2	19条	1	-	-	契約保証金	念の為確認させてください。契約保証金(1)の納付期間は引渡日まで、契約保証金(2)の納付期間は引渡日からということですので、開業準備期間は契約保証金の納付期間とは無関係という理解でよろしいでしょうか。	開業準備期間中の契約保証金としてサービス対価Aのうち開業準備業務相当額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の100分の10以上の納付を求めます。事業契約書(案) 修正版を公表します。
139	事業契約書 (案)	5	1	2	19条	1	1	-	契約保証金	「別紙4-1記載のサービス対価A1及びサービス対価A2の元本額に相当する金額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の100分の10以上」との記載がありますが、前記質問による保険契約者が請負人等によることが可能な場合、各請負人が加入する履行保証保険契約の合計額が必要な契約保証金額を満たしていれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
140	事業契約書 (案)	5	1	2	19条	1	2	-	契約保証金	「別紙4-1記載の維持管理・運営初年度のサービス対価B(固定料金)及びサービス対価B(変動料金)の合計の1年間分に相当する金額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の100分の10以上」との記載がありますが、保険契約者が請負人等によることが可能な場合、各請負人が加入する履行保証保険契約の合計額が必要な契約保証金額を満たしていれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

「(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業」入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問	回答
141	事業契約書(案)	5	1	2	19条	1	2	-	契約保証金	契約保証金には開業準備期間は規定されておきませんが、維持管理・運営期間中の保証金(又は担保)の納付(又は提供)は維持管理・運営開始日前日ではなく引渡日(開業準備期間の前)までとされておりますことから、履行保証保険契約を担保として提供する場合、保険期間に開業準備期間を含めるとの理解で宜しいでしょうか。また保険契約者が請負人等によることが可能な場合、各請負人が加入する履行保証保険契約の合計額が必要な契約保証金額を満たしていれば宜しいでしょうか。	No.138、139を参照してください。
142	事業契約書(案)	5	1	2	19条	1	2	-	契約保証金	「別紙4-1記載の維持管理・運営初年度のサービス対価B(固定料金)及びサービス対価B(変動料金)の合計の1年間分に相当する金額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の100分の10以上」との記載がありますが、現金納付又は担保提供にかかわらず、次年度以降も同額での納付又は提供で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
143	事業契約書(案)	5	1	2	19条	1	-	-	契約保証金	施設整備期間中の契約保証金(1)の返還のタイミングは引渡日という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
144	事業契約書(案)	5	1	2	19条	1	(2)		契約保証金	念の為確認させてください、維持管理・運営二年度目以降の契約保証金も、初年度のサービス対価Bの合計の1年間分に相当する金額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の100分の10以上という理解でよろしいでしょうか。	No.142を参照してください。
145	事業契約書(案)	5	1	2	19条	1	(2)		契約保証金	維持管理・運営期間の15年間契約保証金を差し入れ続けるというのは、多額の資金を固定化しなければならずコストも多大となります。維持管理・運営期間の契約保証金納付を免除していただくことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
146	事業契約書(案)	5	1	2	19条	2			契約保証金	契約保証金の担保として、西日本建設保証株式会社の保証をお認めいただけますでしょうか。	質問の内容は可とします。
147	事業契約書(案)	5	1	2	19条	2			第19条第2項契約保証金	四日市市契約施行規則第3~5条の入札保証金の規定を用いるという理解でよろしいでしょうか。契約保証金であれば、同規則第16条ではありませんか。	第16条の誤りです。事業契約書(案)修正版を公表します。

「(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業」入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問	回答
148	事業契約書 (案)	5	1	2	19条	2	-	-	契約保証金	「前項の規定による契約保証金の納付は、四日市市契約施行規則(昭和39年規則第12号)第4条に規定する担保の提供をもって代えることができる。」との記載がありますが、第4条は入札保証金に関する条文であり、契約保証金は第16条ではないでしょうか。	No.147を参照してください。
149	事業契約書 (案)	5	1	2	19条	3			第19条第3項契約保証金	四日市市契約施行規則第3`5条の入札保証金の規定を用いるという理解でよろしいでしょうか。契約保証金であれば、同規則第16条ではありませんか。	No.147を参照してください。
150	事業契約書 (案)	5	1	2	19条	3			契約保証金	契約保証金の納付について、四日市市契約施行規則第4条に規定する担保と同第3条に規定する保険については、組み合わせによる納付が可能という理解でよろしいでしょうか。例えば、契約保証金の2割を現金または第4条に定める担保にて差入れ、残り8割を履行保証保険でカバーするような納付です。	No.147を参照してください。 質問にある現金又は担保と履行保証保険による組み合わせ納付は可とします。
151	事業契約書 (案)	5	1	2	19条	3			契約保証金	四日市市契約施行規則第3条に市を被保険者とする保険契約により保証金の全部又は一部を免除できるとありますが、保険契約者はSPCでもよろしいでしょうか。	No.136を参照してください。
152	事業契約書 (案)	5	1	2	19条	3			契約保証金	履行保証保険を締結する場合、構成員を保険契約者、SPCを被保険者とし、貴市に保険金質権を設定することで、契約保証金の納付を免除していただくことは可能でしょうか。	質問の内容は可とします。
153	事業契約書 (案)	5	1	2	19条	3			契約保証金	各構成員が履行保証保険を締結する場合(各構成員がそれぞれ保険契約者となり、SPCを被保険者とし、貴市に保険金質権を設定)、各履行保証保険の保険金額合計が契約保証金額を上回っていれば、契約保証金の納付を免除していただけますでしょうか。	質問の内容は可とします。
154	事業契約書 (案)	5	1	2	19条	3			契約保証金	「契約保証金の納付は、四日市市契約施行規則(昭和39年規則第12号)第3条第1項各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する」とありますが、四日市市契約施行規則 第3条第1項の(2)~(5)は該当しない((1)のみ免除の対象となる)との理解でよろしいでしょうか。	No.147を参照してください。

「(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業」入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問	回答
155	事業契約書 (案)	5	1	2	19条	3			契約保証金	四日市市契約施行規則 第3条第1項(1)に関して、「市を被保険者」とありますが、他自治体を実施されている学校給食センターPFI事業と同様に、建設企業が保険契約者、SPCが被保険者となる履行保証保険を締結し、当該契約に基づく保険金請求権に対して、第一順位の質権を市のために設定した上で、その保険証券及び保険会社の質権設定承諾書を提出する取り扱いを認めていただけないでしょうか。 ※上記の付保方法は、市が被保険者となる保険よりも、一般的に保険料が安くなる(入札コストを削減できる)メリットがあります。	質問の内容は可とします。質問No.153も合わせて参照してください。
156	事業契約書 (案)	5	1	2	19条	3			契約保証金	契約保証金は、事業者が保険会社との間に事業者を被保険者とする履行保証保険契約を建設企業をして締結させ、当該履行保証保険契約の締結と同時に当該契約に基づく保険金請求権に対し、違約金支払債務その他の本契約に基づく市事業者の事業者市に対する一切の金銭債務を被担保債務とする第一順位の質権を市のために設定する方法で免除されるでしょうか。	ご理解のとおりです。
157	事業契約書 (案)	5	1	2	21条	-	-	-	構成員以外の者の使用	構成員とは、代表企業、構成企業、協力企業の総称との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
158	事業契約書 (案)	6	1	1	21条	2	-	-	構成員以外の者の使用	建設期間中の構成員等外者に委託等を行う場合は、着工前提出報告書の中の工事下請承認願を提出すれば「構成員等外者委託契約書案等」は不要でしょうか。	工事下請承認願は構成員等外者委託契約書案等を市に提出したうえで提出してください。
159	事業契約書 (案)	11	2	3	34条	2	-	-	設計の完了	設計図書に対する貴市の確認通知は書面にていただけるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
160	事業契約書 (案)	11	2	3	35条	4	-	-	設計の変更	増加費用の内、合理的な金融費用には融資に係るブレイクファンディングコストを含むとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、合理的な範囲に限られます。
161	事業契約書 (案)	12	2	3	36条	1	(2)	-	設計業務に起因する責任と負担	「また、本件施設引渡予定日及び維持管理・運営開始予定日は延期されない。」というのは、「市若しくは事業者が増加費用及び損害が発生した場合」のことで、「本件施設の引き渡し日または維持管理・運営開始日が遅延した場合」には該当しないという理解でよろしいでしょうか。	「市若しくは事業者が増加費用及び損害が発生した場合」、「本件施設の引き渡し日または維持管理・運営開始日が遅延した場合」のどちらも該当します。第36条第1項第2号の規定は、延期の起算点となる予定日は変更しないというものです。

「(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業」入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問	回答
162	事業契約書 (案)	13	2	4	38条	4			本件施設の 建設等業務	「事業者は、工事開始(着工)予定日までに…とする。」とありますが、保険証券発行までには一定の時間を要するため、保険付保証明書を保険証券に代わるものとしてお認めいただけますでしょうか。	質問の内容は可とします。
163	事業契約書 (案)	14	2	4	43条				建設等業務の中 止	緊急事態宣言の発出や、現場での感染症等の発生により、現場作業の中止が必要となった場合は43条の適用が可能との理解でよろしいでしょうか。	事象により第43条の適用を検討する考えです。
164	事業契約書 (案)	14	2	4	43条				建設業務の中 止	「自然的事象」には、新型コロナウイルス等の感染症も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。新型コロナウイルス等の感染症については、事業者がコントロールできない不可抗力事由であるため、不可抗力として取り扱っていただきたいと存じます。	No.163を参照してください。
165	事業契約書 (案)	15	2	4	45条	1			本件施設の建設 工事に伴い第三 者に及ぼした損 害	工事の施工に伴い通常避けることができない事象として、水質汚染、大気汚染等も認めていただけますでしょうか。	工事の施工に伴い通常避けることができない事象として、水質汚染、大気汚染等を含めるものとしますが、関係法令を遵守した上で通常避けることができないやむを得ない事象と事業者が証明し、市が認めた場合に限りです。
166	事業契約書 (案)	15	2	4	45条				本件施設の建築 工事に伴い第三 者に及ぼした 損害	損害賠償額の内市の責めに帰すべき事由により生じたもの及び工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により生じたものは市が負担する…とありますが、損害の帰責事由の判断や損害賠償額の負担割合は市と事業者で協議の上、両者の合意により決定するとの理解でよろしいでしょうか。	No.165を参照してください。
167	事業契約書 (案)	18	2	1	53条				引渡し	配送車をリース方式で調達した場合、車両の所有権はリース会社となるため、別紙7「什器備品等・車両購入リスト」には記載しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
168	事業契約書 (案)	21	4	1	61条	2			維持管理・運営 業務	「市の責めに帰すべき事由により、維持管理・運営業務について増加費用及び損害が発生した場合には、市が当該増加費用及び損害(逸失利益を除く。)を負担する。」とありますが、増加費用には金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲の金融費用は含まれます。

「(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業」入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問	回答
169	事業契約書 (案)	23	4	1	66条				市が行った調理設備の修繕及び更新	「市が行った調理設備の修繕及び更新」との記載がありますが、どのようなケースを想定されているのでしょうか。(どのような場合に貴市のご判断で修繕または更新が実施されるのでしょうか。)	必ずしもケースを具体的に想定しているわけではありませんが、事業者と事前協議のうえ市が自ら修繕、更新する場合を想定しています。
170	事業契約書 (案)	23	4	1	66条				市が行った調理設備の修繕及び更新	「市が行った調理設備の修繕及び更新」との記載がありますが、当該修繕及び更新の計画は、事前に事業者へ通知され、貴市と事業者との協議・合意により実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	No.169を参照してください。
171	事業契約書 (案)	23	4	1	66条				市が行った調理設備の修繕及び更新	「市が行った調理設備の修繕及び更新」との記載がありますが、当該修繕及び更新は、事業者の追加業務(事業契約書の変更)ではなく、別途、貴市が別の事業者へ発注されるとの理解でよろしいでしょうか。(修繕及び更新対象となる調理設備の維持管理や当該調理設備を使用した運営も事業者の業務範囲となることから、事業者との追加契約となる形態をご検討いただけないでしょうか。)	個別の具体的事象により都度判断します。事業者とは必要な協議を行います。
172	事業契約書 (案)	25	5	-	71条	3	-	-	サービス対価の支払い	未完了の業務に対応するサービス対価の支払いがなされた場合でも、その全額を返還することを求めることができますとありますが、一部の業務が未完了の場合、全額とは未完了の業務に対するサービス対価相当分という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
173	事業契約書 (案)	25	5		71条				サービス対価の支払い	維持管理運営期間中において、緊急事態宣言の発出により給食の提供が中止された場合、サービス対価の支払いについてはどのような取り扱いになるのでしょうか。	緊急事態宣言の発出により、直ちに給食の提供が中止されるわけではなく、学校の登校中止措置等の事由が原因となりますので、当該事由に応じて、法令変更、不可抗力に該当するかどうかも含めて検討のうえ、本契約に基づく取扱いを行うこととなります。
174	事業契約書 (案)	26	5		73条	1			第73条1項 サービス対価の変更等に代える 要求水準の変更	「特別の理由があるとき」とありますが、どのような場合が想定されるのでしょうか。ご教示ください。	特に具体的な場合を現時点で想定しているわけではありません。
175	事業契約書 (案)	29	6	2	80条	1			第80条1項 談合その他の不正行為に係る市の 解除権	「本契約に関し次の各号のいずれかに該当するとき」とありますが、本解除権はあくまで「本事業」に関する取引等に対しての行使されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

「(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業」入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問	回答
176	事業契約書 (案)	29	6	2	81条	3	-	-	談合その他の不正行為に係る違約金	「本契約に関し、事業者の代表企業を含む構成員の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したときにおいては、事業者は契約金額の100分の20に相当する額の賠償金を支払わなければならない。」との記載がありますが、第81条第1項の違約金に加えて賠償金を支払うとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
177	事業契約書 (案)	30	6	2	81条	5	-	-	談合その他の不正行為に係る違約金	「第1項から第4項までの規定は、本契約の履行が完了した後においても適用するものとする。」との記載がありますが、独占禁止法上の排除措置命令や課徴金納付命令は、独占禁止法の違反行為が終了した日から5年を経過した場合は行なうことが出来ないとの理解(独占禁止法の今後施行予定の改正法では7年に延長されていますが、施行日は現状未定です。)ですが、落札者決定日から5年を経過した時点で第80条に該当していない場合、第81条における違約金並びに賠償金の請求を受けることはないとの理解で宜しいでしょうか。	例えば第80条第4号は刑法に関する規定でもあり、個々の事案に応じた判断になるかと存じますが、第1項乃至第4項の規定に該当しなければ違約金及び賠償金の請求を受けることはなく、各事由は、命令や判決等の確定といった明確な基準があるため、特に解釈上疑義が生ずるような場合はないものと理解しています。
178	事業契約書 (案)	30	6	2	82条	3	-	-	引渡し前の解除の効力等	「第1項第1文の場合、市は、本件施設の出来形部分又は調達済みで引渡し未了の什器備品等が存在する場合には、検査の上、検査に合格した出来形部分又は調達済みの什器備品等の買受代金を支払い、その所有権を取得することができる。」との記載がありますが、出来形には、貴市の確認を受けた設計図書や、SPC経費、金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。 出来形部分に含まれる範囲をご教示お願い致します。	本件施設の出来形部分又は調達済みの引渡し未了の什器備品等の整備又は調達のために合理的に要した費用を指します。市の確認を受けた設計図書や、SPC経費、金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解です。
179	事業契約書 (案)	30	6	2	82条	1	-	-	引渡し前の解除の効力等	「市は、本件施設の出来形部分又は調達済みで引渡し未了の什器備品等が存在する場合には、検査の上、検査に合格した出来形部分又は調達済みの什器備品等の買受代金を支払い、その所有権を取得することができる。」とありますが、検査に合格した出来形部分には貴市の確認済の設計図書(基本設計及び実施設計)も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No.178を参照してください。
180	事業契約書 (案)	30	6	2	82条	3	-	-	引渡し前の解除の効力等	「市は、必要があると認められるときはその理由を事業者へ通知して出来形部分又は什器備品等を最小限度破壊して検査することができる。」との記載がありますが、どのような場合を想定されておりますでしょうか。 また、破壊された出来形部分又は什器備品等は買受代金に充当されるとの理解で宜しいでしょうか。	書類検査等に不備があり、破壊検査によってのみ確認できる事象が生じた場合が考えられます。 破壊された出来形部分又は什器備品等は買受対象となりますが、破壊された出来形部分の復旧に係る費用は事業者負担となります。

「(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業」入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問	回答
181	事業契約書 (案)	30	6	2	82条	6	-	-	引渡前の解除の効力等	金融機関が建設期間中にSPCに対し融資を行う際には、貴市からSPCが受領する設計・建設業務にかかる対価が唯一の返済原資となります。社会通念上の不利益とならないよう、本施設の出来形部分が既に存在する状況においては、本項に基づく原状回復請求はなされない理解でよろしいでしょうか。	第82条6項の文言どおり、工事の進捗状況その他のその時点における一切の事情を総合的に考慮し、原状回復請求を行うかどうかを判断することとなります。
182	事業契約書 (案)	31	6	2	82条	6 7	-	-	引渡し前の解除の効力等	金融機関が建設期間中にSPCに対して融資を行う際において、事業契約が解除された場合、SPCが貴市に対して有する出来高部分の売買債権が唯一の返済原資となります。そのため、事業者帰責にかかわらず、貴市に出来高部分を買って頂けるよう当該第6項及び7項を削除又はご修正をお願いします。原文の通りですと、プロジェクトファイナンスでの資金調達が困難となり、資金調達コストが増加する懸念がございます。	原案のとおりとします。
183	事業契約書 (案)	31	6	2	83条	1	-	-	開業準備期間中の解除の効力等	「～事業者は、別紙 4-1「サービス対価の基本的な考え方」のサービス対価 B と当該額に係る消費税及び地方消費税の額の合計額の 100 分の 10 に 相当する金額を違約金として～」との記載がありますが、サービス対価 B とは初年度分の金額を基にした開業準備期間相当額（算出式：初年度分のサービス対価 B ÷ 初年度日数 × 開業準備期間日数）で、当該額とは開業準備費用に占める維持管理費用との理解で宜しいでしょうか。ここでいうサービス対価 B と当該額の定義をご教示ください。	事業契約書(案)第83条第1項のうち、「サービス対価B」とあるのは「サービス対価Aのうち開業準備業務相当額」の誤りです。事業契約書(案)修正版を公表します。
184	事業契約書 (案)	31	6	2	83条	1			開業準備期間中の解除の効力等	違約金額は「サービス対価Bと当該額に係る消費税及び地方消費税の額の合計額の100分の10」とありますが、当該違約金額を、第82条2における引渡前の違約金額、又は、第84条1における維持管理・運営期間の違約金額、と一致させていただけないでしょうか。前者の金額にすれば、事業者側が引渡日を維持管理・運営開始日の前日にセットすることで、開業準備期間を含めて違約金の履行保証保険によるカバーが可能となります。また、後者にした場合は、引渡日に納付する維持管理・運営期間の契約保証金で、開業準備期間の違約金カバーが可能となります。	NO.183を参照してください。

「(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業」入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問	回答
185	事業契約書 (案)	31	6	2	83条	1			違約金	開業準備期間中に第79条及び第80条により本契約の全部又は一部が解除された場合の違約金について、「サービス対価Bと当該額に係る消費税及び地方消費税の額の合計額の100分の10に相当する金額」とありますが、SPCとして過大なリスクとなり、金融機関から借入する際の障壁になることから(SPCは違約金相当額を預金として保持する必要があることから)、維持管理・運営期間中の違約金と同様に、「維持管理・運営初年度のサービス対価B(固定料金)及びサービス対価B(変動料金)の合計の1年間分相当額と当該額に係る消費税及び地方消費税の額の合計額の100分の10に相当する金額」に修正していただけないでしょうか。	NO.183を参照してください。
186	事業契約書 (案)	31	6	2	83条	1	-	-	開業準備期間中の解除の効力等	第19条(契約保証金)には開業準備期間は規定されておりませんが、維持管理・運営期間中の保証金(又は担保)の納付(又は提供)は維持管理・運営開始日前日ではなく引渡日(開業準備期間の前)までとされており、開業準備期間中の契約保証金に準じた扱いと理解しております。一方で本条文にて規定されております開業準備期間中の違約金の金額は「サービス対価Bと当該額に係る消費税及び地方消費税の額の合計額の100分の10に相当する金額」とされており、維持管理・運営期間中とは規定金額に相違があります。本条文で規定されております違約金の金額を維持管理・運営期間中の違約金金額と同額以下となるようご検討願います。(前記質問にて開業準備期間中の違約金の算定根拠となるサービス対価Bと当該金額について質問しております。)	NO.183を参照してください。
187	事業契約書 (案)	31	6	2	83条	2	-	-	開業準備期間中の解除の効力等	開業準備期間中における事業契約解除時の違約金については、維持管理・運営期間における違約金と同様の水準もしくは開業準備業務にかかる費用の100分の10としていただけないでしょうか。金融機関よりプロジェクトファイナンスの供与を受けるにあたっては、通常、違約金相当額を該当期間中に亘って積み立てることが求められます。積み立てに対しては、民間事業者からの資金拠出などが必要であり、違約金額が高くなりますと、結果として事業コスト増加の要因につながります。	NO.183を参照してください。
188	事業契約書 (案)	31	6	2	83条	2	-	-	開業準備期間中の解除の効力等	契約保証金の違約金等への充当記載がございますが、契約保証金については、第19条では施設整備業務期間中の契約保証金および維持管理・運営期間中の契約保証金として納付が規定されています。開業準備期間中は契約保証金の対象期間に含まれない認識でよろしいでしょうか。	NO.138を参照してください。

「(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業」入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問	回答
189	事業契約書 (案)	31	6	2	84条	1	-	-	維持管理・運営 期間中の解除の 効力等	「～維持管理・運営初年度の サービス対価 B (固定料 金)及び サービス対価 B (変動料金)の合計の1年間 分相当額と当該額に係る消費税及び地方消費税の額 の合計額の100分の10に相当する違約金～」との記載 がありますが、二年目以降最終年度迄同額との理解で宜 しいでしょうか。	NO.142を参照してください。
190	事業契約書 (案)	33	6	2	87条	5	-	-	市の債務不履行 等による引渡し前 の解除の効力等	第1項の支払額とは別に事業者が発生した増加費用又 は損害には、融資に係るブレイクファンディングコストを 含むとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、合理的な範囲に限られます。
191	事業契約書 (案)	34	6	2	90条				第90条 維持管理・運営 期間中の解除	どのような場合に本条の適用が想定されるか、事例をご 教示下さい。	必ずしもケースを具体的に想定しているわけではありません。
192	事業契約書 (案)	34	6	2	90条				第90条 維持管理・運営 期間中の解除	貴市の都合により本条に基づく契約解除において事業 者に発生した損害等についてはご負担いただける理解 でよろしいでしょうか。	第87条第5項の規定に従います。第89条第7項及び第90 条第2項を参照して下さい。
193	事業契約書 (案)	34	7	1	91条	3	2	-	法令の変更に伴 う協議・支払等	「～市は次の各号のいずれかに該当する場合には当該 増減額に応じてサービス対価の増額若しくは当該増加 費用(ただし、事業者の逸失利益は含まない。)の負担又 はサービス対価の減額を行い～」との記載がありますが、 事業所税の資産割に伴う税率変更は、第2号「建築物の 敷地、構造又は建築設備に関する法令変更等」に該当 するとの理解で宜しいでしょうか。	含まれません。「建築物の敷地、構造又は建築設備に関 する法令変更等」とは、当該施設設備等の維持管理に要 する費用をいいます。
194	事業契約書 (案)	34	7	1	91条	3	(1)		法令変更	事業所税は、本件施設の維持管理・運営に直接関係す る法令に該当するとの理解でよろしいでしょうか。 (「事業所税」は、SPCに利益に課税される「法人事業税」 とは異なり、市が課税する税金であり、法令変更に伴う税 額の増減リスクは市に負担していただけるものと理解して おります。)	No.193を参照してください。
195	事業契約書 (案)	34	7	1	91条	3	(5)		法令変更	「法令変更等による増加費用で資本的支出に係るもの」 とは、本事業において、例えばどのようなケースが該当す るのかご教示いただけないでしょうか。	必ずしもケースを具体的に想定しているわけではありませんが、例えば、消防法の改正により、消防設備の増加 が必要となる場合などが考えられます。

「(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業」入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問	回答
196	事業契約書(案)	35	7	2	96条				不可抗力による増加費用・損害の扱い	「開業準備期間に解除された場合」「維持管理・運営初年度に解除された場合」とありますが、「開業準備期間中に当該不能力が発生した場合」「維持管理・運営初年度に当該不可抗力が発生した場合」と同じ意味と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業契約書(案)修正版を公表します。
197	事業契約書(案)	35	7	2	96条	2	(2)		不可抗力による増加費用・損害の扱い	「開業準備期間に解除された場合はサービス対価B」とありますが、SPCとして過大なリスクとなり、金融機関から借入する際の障壁になることから(SPCは違約金相当額を預金として保持する必要があることから)、開業準備期間中に不可抗力が発生した場合においても、SPCの負担分は「維持管理・運営初年度のサービス対価Bの合計」の100分の1に至るまでに修正していただけないでしょうか。	質問にある「サービス対価B」は「サービス対価Aのうち開業準備業務相当額」の誤りです。事業契約書(案)修正版を公表します。
198	事業契約書(案)	35	7	1	96条	2	2	-	不可抗力による増加費用・損害の扱い	「開業準備期間及び維持管理・運営期間中に不可抗力が生じた場合には、事業者が生じた本件事業の実施にかかる合理的な増加費用額及び損害額～」との記載がありますが、貴市に引き渡し済みの施設・備品等に生じた損害に関しましては受注者は一切負担しないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
199	事業契約書(案)	36	7	3	98条	4	-	-	法令の変更・不可抗力による引渡し前の解除の効力等	第3項の支払いとは別に事業者が施設整備業務及び開業準備業務を終了させるために要する合理的な費用には、融資に係るブレイクファンディングコストを含むとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、合理的な範囲に限られます。
200	事業契約書(案)	37	8	-	101条	5	-	-	第三者の責めに帰すべき事由による本件施設の損害	「市は～当該費用の額(当該費用のうち通常生ずべきものに係る額に限る。)のうち、維持管理・運営に係るサービス対価の1年分の100分の1を超える額を負担しなければならない。」との記載がありますが、事業者に過失が無いにも関わらず、1/100迄でも損害額を負担しなければならないのはリスクが過大と考えます。第三者帰責による損害額負担は免除として頂きますよう再考願います。	原案のとおりとします。
201	事業契約書(案)	39	10	-	109条	1	-	-	財務書類の提出	「～会計監査人(公認会計士又は監査法人に限る。)の監査を受けた上でその監査報告書を添付して、市に提出しなければならない。」との記載がありますが、会計監査人を設置しますと、会計監査人の任期満了等により重任又は変更になった時に登記をする必要があり、登記の事務及び費用のコスト面を考慮し、会計監査人の設置は任意とし、公認会計士又は監査法人による監査を受けるものとするとして頂けませんでしょうか。	No.121を参照してください。

「(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業」入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問	回答
202	事業契約書 (案)	39	10		109 条	1			会計監査人	会計監査人は、毎年度、重任登記が必要となるため、SPCの内部機関としての会計監査人は設置せず、外部の公認会計士または監査法人による監査を認めていただけないでしょうか。	No.121を参照してください。
203	事業契約書 (案)	47	別紙 1	-	-	-	-	-	用語の定義	不可抗力に流行性疾患は含まれますか。	事象によるため、ご質問の内容は個別具体的な事象に応じて検討することになります。
204	事業契約書 (案)	47	別紙 1						不可抗力	新型コロナウイルス感染症等の感染症については、市及び事業者双方の責に帰すことができない事由として、不可抗力に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No.203を参照してください。
205	事業契約書 (案)	51	別紙 4-1	1					その他費用	「表 サービス対価の構成①」の内訳「解体工事等業務、前面道路の拡幅工事業務、設計・建設業務、開業準備業務」の「構成される費用の内容」欄に「建中金利、融資組成手数料等施設整備業務に関する初期費用と認められる費用等」とありますが、当該費用は「その他費用」に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	その他費用とは、SPCの組成、運営等に係る費用のため、質問にある「構成される費用の内容」欄に「建中金利、融資組成手数料等施設整備業務に関する初期費用と認められる費用等」はその他費用に含まれません。
206	事業契約書 (案)	51	別紙 4-1	1					別紙4-1サービス 対価の構成	サービス対価Aに「解体工事等業務」、「前面道路の拡幅工事業務」、建設業務のうち「資料6下水道整備」に関する費用も含まれていますが、当該業務は本体工事着工前(またはR3年12月)に業務を完了(引渡し)するため、当該業務に関する費用の支払いは業務完了(引渡し)と同時に履行されることが原則と考えます。当該業務費用の支払条件について、再度、ご検討をお願いします。	サービス対価Aの構成は原案のとおりとします。
207	事業契約書 (案)	52	別紙 4-1	1					その他費用	「表 サービス対価の構成②」の「その他費用」の金額は、様式23-2「運営費見積書」の「SPC手数料」欄に全額記載するとの理解でよろしいでしょうか。(「その他費用」について、様式22-2「維持管理費見積書」に計上することは認められないとの理解でよろしいでしょうか。)	ご理解のとおりです。
208	事業契約書 (案)	52	別紙 4-1	1					サービス対価B (その他費用)	事業所税の資産割部分については、サービス対価Bの「その他費用」に計上し、従業者割部分については、運営企業に納付義務が発生する場合、運営業務費に計上するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

「(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業」入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問	回答
209	事業契約書 (案)	52	別紙 4-1	2	(1)	①			サービス対価A1	「サービス対価A1が変更となった場合、サービス対価A2で変更額を調整するとともに、変更後のサービス対価A2に合わせて割賦手数料を調整する。」とありますが、交付金算定基準等により一時支払金が減少される際には、提案時の一時支払金額をお支払いいただけないでしょうか。一時支払金が提案時より減少する場合、再度、金融機関と長期借入について協議する必要が生じるだけでなく、資金調達自体に支障をきたす恐れがあります。	No.15、16を参照してください。
210	事業契約書 (案)	52	別紙 4-1	2	(1)	①			サービス対価A1	「サービス対価A1に変更が生じ、金融機関への事務手数料等の追加費用が発生する場合は、事業者がその追加費用を負担する。」とありますが、当該一時支払金については、事業者がコントロールできない事項であるため、一時支払金が減少した場合の金融機関への事務手数料等の追加費用等については貴市のご負担としていただけないでしょうか。	No.15、16を参照してください。
211	事業契約書 (案)	52	別紙 4-1	2	(1)	①			サービス対価A1	「ただし、サービス対価A1に変更が生じ、金融機関への事務手数料等の追加費用が発生する場合は、事業者がその追加費用を負担する。また、サービス対価A1が変更となった場合、サービス対価A2で変更額を調整するとともに、変更後のサービス対価A2に合わせて割賦手数料を調整する。」との記載がありますが、サービス対価A1の金額が提案金額と異なった場合、金融機関への事務手数料等の追加費用が発生するときは事業者負担とし、建中金利並びに割賦料(割賦手数料含む)の追加費用は貴市の負担という理解で宜しいでしょうか。	質問内容の場合、サービス対価A2で調整を行います。そのため、質問にある割賦料の増加費用は市の負担となりますが、建中金利は事業者負担とします。
212	事業契約書 (案)	52	別紙 4-1	2	(1)	②	-	-	サービス対価A2	一時支払金の金額確定はいつ頃をご想定されますでしょうか。実際に使用する割賦金利の金利確定日(維持管理・運営開始日の2銀行営業日前)以降においては、融資金額の変更への対応が難しくなりますため、割賦金利の確定日以前にて、一時支払金の確定をお願いいたします。	No.12を参照してください。
213	事業契約書 (案)	52	別紙 4-1	2	(1)	②			サービス対価A2	施設引渡日から維持管理・運営開始日までの割賦金利については、サービス対価A2の初回支払時に加算して支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	No.223を参照してください。
214	事業契約書 (案)	52	別紙 4-1	2	(1)	②			サービス対価A2	サービス対価A2の支払手続きに(SPCから市への請求可能時期、市からSPCへの支払時期)についてご教示ください。(年4回払いとありますが、市はSPCに各々何月に支払うことを想定されているかご教示ください。)	請求可能月は4月、7月、10月、1月を想定しています。

「(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業」入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問	回答
215	事業契約書 (案)	53	別紙 4-1	2	(1)	②			サービス対価A2	サービス対価A2の基準金利は、維持管理・運営開始日の2銀行営業日前に決定するとありますが、基準金利は令和5年3月30日に決定するとの理解でよろしいでしょうか。また、万一、工事遅延等により維持管理・運営開始日が遅れる場合においては、基準金利の確定時期も変更後の維持管理・運営開始日に合わせて変更されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
216	事業契約書 (案)	53	別紙 4-1	2	(1)	②	-	-	サービス対価A2	基準金利について、2021年において、LIBORは廃止予定となっております。ご想定の代替指標につき、ご教示いただけますでしょうか。	LIBORが廃止された際に金融庁等の公的機関から客観性の確保された継続指標等が公表された場合には、市・事業者で協議のうえ、当該指標を活用することを想定しています。
217	事業契約書 (案)	53	別紙 4-1	2	(1)	②			サービス対価A2	割賦料の基準金利として、LIBORを参照いただいておりますが、2021年度においてLIBORは廃止予定との理解です。代替指標について、ご教示願えますでしょうか。	No.216を参照してください。
218	事業契約書 (案)	53	別紙 4-1	2	(2)	①			サービス対価B	サービス対価Bの内、固定料金部分は毎年度同額にする必要がありますでしょうか。	ご理解のとおりです。
219	事業契約書 (案)	54	別紙 4-1	3	(3)		-	-	提供日数の見直し	今回の新型コロナ流行に伴う休業の場合180日を下回ることも想定されます。調理員等の休業補償相当分だけでも配慮頂けないのでしょうか。それとも異例事態として別途協議としますか。	事象に応じ、協議とします。
220	事業契約書 (案)	54	別紙 4-1	3	(3)				提供日数の見直し	新型コロナウイルス等「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」に規定される感染症によって、施設の損害は全くないものの給食停止となった場合のサービス対価の基本的な考え方としては、別紙4-1における提供日数の見直しや変更給食数の考え方が機械的に適用されるのではなく、貴市と事業者の協議に基づくと考えてよろしいでしょうか。	事象に応じ、協議とします。

「(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業」入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問	回答
221	事業契約書(案)	54	別紙4-1	3	(3)				提供日数の見直し	提供食数が180日を下回った場合、固定費が減算される仕組みになっていますが、固定費に関して、事業者は年間に必要な費用を四半期毎に平準化して計上しており、今回のコロナウイルス感染症拡大防止に伴う休校措置などにより、提供日数が大幅に減少するケースにおいて固定費が減算されるとSPC及び維持管理・運営業務を担当する企業が必要とする費用が不足する(業務遂行が困難になる)事態が発生する懸念があります。このため、提供日数が180日を下回った場合も固定費は減算対象から除外していただくか、減少日数に応じて減算方法を協議していただける規定に修正していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。なお、感染症等の対応については、質問No.220を参照してください。
222	事業契約書(案)	54	別紙4-1	3	(3)	-	-	-	提供日数の見直し	1年間の提供日数が180日以上、200日以下とらない場合は・・・との記載がございますが、提供日数の範囲を180日以上、200日以下とした根拠についてご教示願います。	市におけるこれまでの学校給食提供日数を勘案して設定しています。
223	事業契約書(案)	55	別紙4-1	4					支払い手続き	サービス対価A2(割賦払い)の割賦債権発生時期は、引渡完了月末の翌日でしょうか、それとも維持管理・運用開始日となりますでしょうか。割賦払いの第一回目の元利金対象月数についてご教示をお願いします。	割賦債権発生時期は引渡完了日の翌日とします。また、割賦払いの第一回目の元利金対象月は開業準備業務完了月の翌月とし、元利均等払いとしてください。
224	事業契約書(案)	55	別紙4-1	5	(2)	①	ア		対象となる費用	「直接工事費及び共通費などの直接工事施工に必要な経費とする」とありますが対象となる費用は工事費全体の上記の経費であり、建設一時金の変更はないが全体金額の改定は可能という考え方で宜しいでしょうか。ご指示願います。	事業契約書(案)55頁5.(2)①ウにあるように、市と事業者の協議になります。
225	事業契約書(案)	56	別紙4-1	5	(3)				サービス対価Bの改定の指標	P52「表 サービス対価の構成②」の「その他費用」について、P56「表 サービス対価Bの改定の指標①」には記載されていませんが、「その他費用」は物価変動の対象外とならないのでしょうか。	その他費用は物価変動の対象外となります。
226	事業契約書(案)	56	別紙4-1	5	(3)				サービス対価Bの改定の指標①	貴市の消費者物価指数の開示先をご教示ください。	総務省公表の消費者物価指数(津市)になります。
227	事業契約書(案)	57	別紙4-2						サービス対価の支払額及びスケジュール	サービス対価A2(割賦払い)において、割賦料に端数が生じた場合、初回で調整すべきか最終回で調整すべきかご教示お願い致します。	最終回で調整してください。

「(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業」入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問	回答
228	事業契約書(案)	59	別紙						サービス対価の支払額及びスケジュール	サービス対価B(維持管理業務費、運營業務費、その他費用)において、年額を4分の1にした際に端数が生じた場合、各年度の第1四半期分のサービス対価もしくは第4四半期分で調整すべきかご教示お願い致します。	第4四半期で調整してください。
229	事業契約書(案)	59	別紙						サービス対価の支払額及びスケジュール	サービス対価B(固定費、変動費)にかかる消費税及び地方消費税の額において、年額を4分の1にした際に端数が生じた場合、各年度の第1四半期分のサービス対価もしくは第4四半期分で調整すべきかご教示お願い致します。	第4四半期で調整してください。
230	事業契約書(案)	61	別紙	(2)	-	-	-	-	サービス対価の支払額及びスケジュール	変動単価が少数点3位以下切捨て、総額は小数点1位以下切捨てとの指示ですが、サービス対価B(変動費)の表は四半期毎の変動料金は少数点以下の扱いはどうしますか。	小数点1位以下切捨てとします。
231	事業契約書(案)	61	別紙	(2)	-	-	-	-	サービス対価の支払額及びスケジュール	水光熱の1食あたりの変動単価を入れる表がありますが、給食センターが稼働した時は全設備が常にフル稼働し1食単位で水光熱使用料を調整できません。特に水光熱費がかかる空調は、温湿度に影響を受ける為、食数とは比例しません。従って、水光熱費は固定費として計上し、変動単価はゼロとしてもよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。
232	事業契約書(案)	65	別紙			1	ア	(オ)	引渡し前に付す保険	建設工事保険の保険金額は「本件施設の建設工事費(消費税及び地方消費税の額を含む。）」とするとの記載があり、また、別紙1用語の定義「本件施設」とは、四日市市学校給食センターの建物本体、建築設備、調理設備、付帯施設、外構等を含む本契約に基づいて整備されるべき全ての施設を、文脈に応じて、個別に、又は総称していう。」との記載もありますが、様式20-6①初期調達費見積書の費目4~12及び14~16の合計額との理解で宜しいでしょうか。	事業契約書(案)別紙6のとおり、建設工事保険の最小限度の条件として、ご理解のとおりです。
233	事業契約書(案)	66	別紙		2				引渡し後に付す保険	施設・什器備品等・車両の引き渡し完了し、貴市に所有権が移転後、貴市の負担にて火災保険(共済保険)や自動車保険等を付保されるとの理解で宜しいでしょうか。	本市が付保する保険等の内容に関わらず、事業者が必要と考える保険に加入してください。
234	事業契約書(案)	66	別紙	2					引渡し後に付す保険	維持管理・運営期間中において、本施設に関して貴市が付保する保険・共済等がありましたら、その補償内容等をご教示ください。	No.233を参照してください。

「(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業」入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問	回答
235	事業契約書(案)	66	別紙6	2					引渡し後に付す保険	念の為確認させてください。(エ)保険の期間として、「維持管理・運営開始日から維持管理・運営終了日まで」となっていますが、期間1年程度の保険契約を都度更新して付保することでもよろしいでしょうか。	更新期間は提案によります。
236	事業契約書(案)	66	別紙6	2					引渡し後に付す保険	(エ)保険の期間は「維持管理・運営開始日から維持管理・運営終了日まで」となっていますが、本件施設の引渡日から維持管理・運営開始日までの第三者賠償責任保険の付保については事業者側の提案によるという理解でよろしいでしょうか。	本件施設の引渡日から維持管理・運営開始日までの第三者賠償責任保険の付保は必須としてください。事業契約書(案)を修正します。
237	事業契約書(案)	72	別紙10	1					サービス対価の減額(開業準備業務)	「一定の経過措置」とありますが、具体的にご教示いただけますでしょうか。	具体例として、要求水準未達と市が判断した場合、事業者は業務改善を実施したのち、再度市のモニタリングを受け、当該評価を行うまでの期間、措置が考えられます。減額の対象となるかどうかは事象によります。
238	事業契約書(案)	72	別紙10	1					サービス対価の減額(開業準備業務)	開業準備業務段階における減額について、「事業者へ支払うサービス対価のうち、該当する業務に相当する対価を減額する」とありますが、開業準備期間であるため、減額ではなく、貴市からの是正勧告に留めていただけないでしょうか。	No.237を参照してください。
239	事業契約書(案)	72	別紙10	1					サービス対価の減額(開業準備業務)	開業準備業務段階における減額について、「事業者へ支払うサービス対価のうち、該当する業務に相当する対価を減額する」とありますが、サービス対価Aではなく、サービス対価Bから減額されるとの理解でよろしいでしょうか。(開業準備業務の減額に係る計算方法をご教示ください。)	No.237を参照してください。
240	事業契約書(案)	-	-	-	-	-	-	-	-	解体工事等業務、前面道路の拡幅工事業務に関する記載がないと思われますので、再度、ご検討いただけますでしょうか。	事業契約書(案)45頁別紙1において「施設整備業務」として定義しています。
241	様式集	2	1	5	3)				提案書に関する提出書類	「構成員の企業名を特定又は推測できる表記及びロゴ等の表示は一切しない」とありますが、構成員から下請け・再委託する市内業者等や金融機関の名称は記載して良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
242	様式集	2	1	5	4)				提案書に関する提出書類	「提案書単位で右下に通し番号(当該ページ番号/総ページ番号)を振る」とありますが、添付書類(金融機関の関心表明書等)にはページ番号を振らず、総ページ数に含めなくて良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

「(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業」入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問	回答	
243	様式集	2	1	5	4)				ページ数	「提案書には、それぞれ提案書単位で右下に通し番号」とあります。「それぞれ提案書ごと」とは「必須」「加点点」「図面集」の三つの提案書それぞれと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
244	様式集	2	1	5	5)				提案書に関する提出書類	「バインダー」とありますが、2穴のリングファイルは使用可能との理解でよろしいでしょうか。	2穴のリングファイルは使用可能です。	
245	様式集	2	1	5	5)				提案書に関する提出書類	「様式ごとにインデックスを付けること」とありますが、例えば、様式19に関しては1枚のインデックスを付ける(枝番ごとに様式19-1～6まで6枚のインデックスを付ける必要はない)との理解でよろしいでしょうか。	枝番毎までインデックスを付けてください。	
246	様式集	2	1	5	5)				提案書に関する提出書類	様式ごとにインデックスを付けるとは、様式19、様式20、様式21・・・というように業務ごとの単位でよろしいでしょうか。	No.245を参照してください。	
247	様式集	2	1	5	6)				提案書に関する提出書類	「CD-ROMに保存」とありますが、「CD-R」または「DVD-R」で提出可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
248	様式集							7	様式7 グループ構成員 一覧	様式7の代表者名は、会社の代表取締役名で宜しいでしょうか。それとも貴市の入札参加資格名簿に登録している代表者名(支店長名等)又は実務を行う部門の代表者となりますでしょうか。	入札参加資格者名簿に登録をしている代表者名(支店長名等)としてください。 【令和2年5月20日先行回答済】	
249	様式集							7	様式7 グループ構成員 一覧	入札参加資格申請で支店や営業所を登録した場合は、支店や営業所を記載すればよろしいでしょうか。本社を記載するのでしょうか。	No.248を参照してください。 【令和2年5月20日先行回答済】	
250	様式集							8	様式8 グループ構成員 連絡先一覧	様式8の所属は、実務を行う部門名で宜しいでしょうか。	実務を行う部門の代表者としてください。なお、様式7と相違しても問題ありません。 【令和2年5月20日先行回答済】	
251	様式集							9	1	様式9-1 委任状	「捺印が必要な様式の印については市への登録印とすること。」との記載がありますが、様式9-1の代表者職印は、会社の代表取締役名(代表印)でも宜しいでしょうか。それとも記載通り、貴市の入札参加資格名簿に登録している代表者名(支店長名、支店長印)となりますでしょうか。	入札参加資格者名簿に登録をしている代表者名(支店長名、支店長印等)としてください。 【令和2年5月20日先行回答済】

「(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業」入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問	回答
252	様式集					10	1		様式10-1 入札参加資格申請書	添付書類「資格者名簿に登録していることを証する書類」は4/23付公告により提出不要となりましたが、「FA業務やSPC管理業務を行うその他企業」での参画を検討の場合、入札参加資格名簿に記載されていればOKなのか、登録条件に制限等があるのかご教示下さい。	No.8を参照してください。 【令和2年5月20日先行回答済】
253	様式集					10	1		様式10-1 入札参加資格申請書	添付書類 その他「登記簿謄本の写し(構成員毎)」は、「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」でも代用できますでしょうか。	現在事項全部証明書、履歴事項全部証明書で問題ありません。 【令和2年5月20日先行回答済】
254	様式集	様式10-1				10	1		入札参加資格申請書の添付書類	「登記簿謄本」の発行日は、入札参加資格確認基準日(入札参加資格申請書類の受付締切日)の3ヶ月以内であれば認められるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 【令和2年5月20日先行回答済】
255	様式集					10	1		様式10-1 入札参加資格申請書	添付書類 その他「貸借対照表(構成員毎)」及び「損益計算書(構成員毎)」は、上場企業の場合、決算短信の写し(原本証明印 押印)でも宜しいでしょうか。又は決算短信の内、「貸借対照表」及び「損益計算書」の頁だけで良いのでしょうか。また、連結決算と単体決算を公開している場合、両方提出が必要でしょうか。	決算短信の写しを添付してください。また、連結決算としてください。 【令和2年5月20日先行回答済】
256	様式集					10	1		様式10-1 入札参加資格申請書	添付書類 その他「納税証明書(構成員毎)」について具体的にご教示ください。例えば本店が東京で資格登録を愛知県名古屋市内の拠点で行っている(三重県内に拠点がない)場合、以下の提出で宜しいでしょうか。また、期間は何年分必要でしょうか。 ①「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明書(その3の3) ②納税証明書「法人事業税」 ③納税証明書「法人都民税」	納税証明書については、3カ月以内に発行されたもので、資格者名簿に登録されている所在地において、最近1年間の未納がないことが証明できるものを提出してください。なお、具体的には下記のとおりです。 ①法人税と消費税及地方消費税について、未納の税額がないことの証明(その3の3) ②法人事業税に係る納税証明書 ③法人市民税に係る納税証明書(資格者名簿に登録されている所在地が東京23区内にある場合は、法人都民税に係る納税証明書) 【令和2年5月20日先行回答済】
257	様式集	様式10-1				10	1		入札参加資格申請書の添付書類	「納税証明書」に関して、具体的な税金の名称(納税証明書の種類)をご教示ください。 ※四日市市内や三重県内に本社、支店・営業所・出張所等を有する事業者やその他の事業者を区分して必要となる納税証明書の種類をご教示いただけると幸いです。	No.256を参照してください。 【令和2年5月20日先行回答済】

「(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業」入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問	回答
258	様式集					10	1		様式10-1 納税証明書	納税証明書(その1)または(その3の3)でよろしいでしょうか。	No.256を参照してください。 【令和2年5月20日先行回答済】
259	様式集					10	1		様式10-1	入札参加資格書に添付する納税証明書は、その3の3、法人事業税、法人市民税でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、No.256を参照してください。 【令和2年5月20日先行回答済】
260	様式集					10	1		様式10 入札参加資格申請書、その他	納税証明書は「その3の3」でよろしいでしょうか。	No.256を参照してください。 【令和2年5月20日先行回答済】
261	様式集					10	1		様式10-1	「その他区分」にて提出が求められている納税証明書については、入札説明書P(2)構成員の制限にある「法人税」、「消費税」、「法人事業税」、「法人市民税」について未納がないことが分かる証明書で宜しいでしょうか。また、証明書の様式(3の3等)もお示しいただくことはできますでしょうか。	No.256を参照してください。 【令和2年5月20日先行回答済】
262	様式集					10	1		様式10-1	「法人市民税」に関する証明書ですが、弊社では四日市市様に納税はしておりませんので納税している市町村への納税証明書という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、No.256を参照してください。 【令和2年5月20日先行回答済】
263	様式集					10	1		様式10-1	納税証明書はその3の3を添付すればよろしいでしょうか。	No.256を参照してください。 【令和2年5月20日先行回答済】
264	様式集					10	1		様式10-1	「その他区分」の提出書類について「貸借対照表及び損益計算書の写しは直近3年分とし、原本証明印を押印すること」とありますが、証明に関しては各企業による証明(押印)で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 【令和2年5月20日先行回答済】
265	様式集					10	2		様式10-2 事業実施体制及び財務状況(財務状況表)	上場している企業で、連結決算と単体での決算を公表している場合①～⑧の数値はどちらの数値を記載すれば宜しいでしょうか。	提出する財務諸表(貸借対照表、損益計算書)と一致させてください。なお、No.255を参照してください。 【令和2年5月20日先行回答済】

「(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業」入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問	回答
266	様式集					10	6、8		様式10-6 様式10-8	維持管理企業、その他企業は入札資格参加要件に実績を要求されていないことから、業務名等、業務内容は記載する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	業務実績は、維持管理企業については「維持管理業務実績」を、その他企業については「本業務における役割に関連する業務実績」を官公庁発注の実績を優先的に1例以上記載してください。また、契約書、仕様書等の実績を証明できる書類の写しを提出してください。 なお、様式10-1(添付書類)を修正し公表します。 【令和2年5月20日先行回答済】
267	様式集					10	8		様式10-8 その他企業に係る申請書	業務実績は他市町村での、同じ給食センター整備事業で同じ役割の実績を1例以上記載すれば良いのでしょうか。 その他企業は、契約書等の写しの提出は不要との理解でよろしいでしょうか。	No.266を参照してください。 【令和2年5月20日先行回答済】
268	様式集					10	8		その他企業に係る申請書	「その他企業」は、入札説明書に記載されている入札参加資格要件として、実績が求められておりませんが、様式10-8の「業務名等」及び「業務内容」の記載は必須との理解でよろしいでしょうか。	No.266を参照してください。 【令和2年5月20日先行回答済】
269	様式集					10	8		様式10-8 その他企業に係る申請書	業務名等は以下理解でよろしいでしょうか。 ①発注者:当該業務の発注先(SPC又は構成員) ②実施場所:請け負った当該業務が発生した給食センター等の所在地(それともSPC所在地) ③発注先契約金額:担当業務の請負金額	以下のとおりとしてください。 ①発注者:当該業務の発注元(PFIの場合については、発注者は自治体となります。) ②実施場所:給食センター等の所在地 ③契約金額:PFIの場合については、SPCから請け負った税込金額 【令和2年5月20日先行回答済】
270	様式集					19	2		事業スケジュール	事業スケジュールについて、(A3判(A4判に折込み)1枚～2枚程度)とありますが、「Excel様式見本」には(A3判(A4判に折込み)1枚以内)と記載されています。様式19-2は、Excel様式の通り、A3判・1枚で作成するとの理解でよろしいでしょうか。	A3判(A4判に折込み)1枚以内としてください。
271	様式集					19	5		資金調達計画及び返済計画	⑤に「その写しを提案書の末尾に添付すること」とありますが、金融機関からの関心表明書等は、様式19-5の次のページに綴るとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
272	様式集					19	2		様式19-2	ワードの様式集には「A3 I 枚～2枚程度」とあり、エクセルの様式集には「A31以内」とあります。どちらが正しいでしょうか。	No.270 を参照してください。

「(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業」入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問	回答
273	様式集					19	2		様式19-2	④に「開発業務期間」とありますが、今回の事業で開発業務があると考えてよろしいでしょうか。	No.48を参照してください。
274	様式集					19	1		様式19-1 1.事業計画に関する提案 (1)市の支払総額	1.サービス対価A1(一時支払金)は、入札説明書16頁第3章4(3)(エ)にて受注者が積算を行う一時支払金と同義であるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
275	様式集					19	6		様式19-5 1.事業計画に関する提案 (5)資金調達計画及び返済計画	外部借入等の資金調達先について、施設整備期間中の建中借入と維持管理・運用期間中の優先借入がある場合、維持管理・運用期間中の優先借入を記載すれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
276	様式集					19	6		様式19-6 1.事業計画に関する提案 長期資金調達計画及び収支当計画	劣後ローンの資金調達を行う場合、本様式のDSCR計算についても、元利金は優先ローン借入のみとして宜しいでしょうか。SPCと金融機関との優先貸付契約の財務制限条項におけるDSCR計算についても、当該劣後ローン借入は資本金と同等と見なせるとの考え方により、元利金は優先ローン借入のみとして算定する予定です。	元利金は優先ローン借入のみとしてください。
277	様式集					19	6		様式19-6 長期資金調達計画及び収支当計画	実際の支払いベースでDSCRを算定する場合、SPCに資金が潤沢にあり収支上問題がないにも拘わらず、一時的にDSCRが悪化する場合がございます。通常金融機関ではSPCの債務返済能力を合理的にみるため、各口座への振替ベースで算定されるDSCRを財務制限条項としております。本DSCRの計算についても、各口座への振替金額をベースに計算しても構いませんか。	様式集19-6下段に記載のあるDSCRの算出方法どおり算出し、ご質問にある各口座への振替ベースで算定されるDSCRは前述のDSCRの直下に行を追加し、併記してください。
278	様式集					19	6		様式19-6 長期資金調達計画及び収支当計画	PIRR、EIRR、LLCRに関しましては、R2年度に表記すれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
279	様式集					19	6		様式19-6 長期資金調達計画及び収支当計画	PIRR、EIRR、DSCR、LLCRに関しましては、小数点第何位までを表示すれば宜しいでしょうか。	PIRR、EIRR、DSCR、LLCRは小数点第3位まで表示してください。
280	様式集	様式20-1	-	-	-	20	1	-	図面集、 ⑧調理設備計画	「資料12想定献立、2日分材料等を資料1献立表①②を参照とございますが、汁物等の加水量、または盛り付け重量をご教示ねがいます。③についても様式29-2にて調理工程検討に使用するため、合わせてご教示いただけると幸いです。	加水量について以下のとおり想定しています。 ①-A 中華スープ 150ml程度 ①-B カレー 120ml程度 ②-A かぶのスープ 180ml程度 ②-B カレーうどん 100ml程度 ③ ポトフ 100ml程度

「(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業」入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問	回答
281	様式集					20	1		様式20-1 入札提案書図面 集 図面集 ①各種備品リスト	枚数制限1枚以内とありますが、様式20-6③～⑤備品見積書とリンクさせた簡易な表記でよろしいでしょうか。	ご質問にある表記で問題ありません。
282	様式集					20	1		(様式20-1)	建蔽率・容積率算定上の敷地面積は、設計業務・建設業務対象範囲から共用駐車場を除いた部分と考えればよろしいですか。	ご理解のとおりです。
283	様式集					20	1		(様式20-1)	駐車場区分で、配送車の駐車台数は明記しないことよろしいですか。	配送車のための駐車場を設ける場合は明記して下さい。
284	様式集					20	1		(様式20-1)	図面集、全体配置図で縮尺1/400の指定がありますが、縮尺1/600以下でないと全体が明記できませんので、改めて縮尺をご指示下さい。	全体配置図の縮尺は1/600とします。
285	様式集					20	1		(様式20-1)	図面集、施設平面図・立面図・断面図の縮尺1/200の指定がありますが、縮尺1/250以下でないと全体が明記できませんので、改めて縮尺をご指示下さい。	施設平面図・立面図・断面図の縮尺は1/300とします。
286	様式集					20	1		様式20-1 図面集③	全体配置図の縮尺が1/400となっておりますが、A3用紙にはおさまりません。1/500としていただけないでしょうか。	No.284を参照してください。
287	様式集					20	1		様式20-1 図面集④	施設平面図の縮尺が1/200となっておりますが、A3用紙印刷可能範囲におさまりません。1/300としていただけないでしょうか。	No.285を参照してください。
288	様式集					20	1		様式20-1 図面集⑤	施設立面図の縮尺が1/200となっておりますが、A3用紙印刷可能範囲におさまりません。1/300としていただけないでしょうか。	No.285を参照してください。
289	様式集					20	1		様式20-1 図面集⑥	施設断面図の縮尺が1/200となっておりますが、A3用紙印刷可能範囲におさまりません。1/300としていただけないでしょうか。	No.285を参照してください。

「(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業」入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問	回答
290	様式集					20	1		様式20-1 図面集④	施設平面図で、各階平面図を2枚以内とありますが、屋上階の提案内容を記載するため3枚以内といただけないでしょうか。	施設平面図は3枚以内とします。
291	様式集					20	1		(様式20-1)	設計図書の縮尺は必要に応じて指定の縮尺と異なってもよろしいでしょうか。	No.284、285を参照してください。
292	様式集	-	-	-	-	20	1	-	様式20-1、 図面集、 ⑧調理設備計画	「献立表②-A 小型パン 揚げパン」について、小型バターロール50g、20gと2種明記がございますが、どちらも揚げる想定でしょうか？または小型パン50gは直送パン、との理解でよろしかったでしょうか？ご教示ねがいます。	20gが揚げパン、50gが直送パンの想定です。
293	様式集	-	-	-	-	20	1	-	様式20-1、 図面集、 ⑧調理設備計画	「献立表②-B カレーうどん」の調理方法について、「削節」の表記がございますが、①-A中華スープ同様に「だしをとる」工程は必要と考えてよろしいでしょうか？ご教示ねがいます。	ご理解のとおりです。
294	様式集	-	-	-	-	20	1	-	様式20-1、 図面集、 ⑧調理設備計画	「献立表②-B カレーうどん」の調理方法について、「乾麺は固めに茹で～」とありますが、再度回転釜での加熱を行う想定ですか？または別配食をご検討されておりますか？	再加熱する想定です。
295	様式集	-	-	-	-	20	1	-	様式20-1 図面集 ⑩調理設備リスト	枚数制限1枚以内とありますが、⑨調理設備配置図、様式20-6②調理設備見積書とリンクさせた、簡易な表記でよろしいでしょうか。	ご質問にある表記で問題ありません。
296	様式集					20	1		様式20-1	図面集⑧調理設備計画で枚数任意とございますのは、主要な調理設備の特徴等を提案させていただく様式との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
297	様式集					20	1		様式20-1	図面集⑩調理設備リストについてですが、様式20-6②と内容が重複しますので、枚数1枚以内では全て記載するには厳しいので、枚数は様式20-6②に合わせて任意とさせていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
298	様式集					20	6	②	様式20-6②	表下部備考3に消費税率について記載ございますが、これは表の消費税相当額記入欄の税率についてで、見積書の各単価、各金額は税別表記で良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

「(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業」入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問	回答
299	様式集					20	6		様式20-6の②～⑤	ワードの様式集には「A4枚数適宜」とありますが、エクセルの様式集を見るとA3判で作成したほうが文字が見やすいのではないかと思います。A3判で作成してよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。
300	様式集					20	6		様式20-6	配送車はリースで調達する場合には、施設施設整備費には計上せず、様式23-2 8.配送車維持管理業務 車両調達費に計上するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
301	様式集					20	6	①	様式20-6① 様式23-2 配送車リース料	配送車をリースで調達する場合、様式20-6①「初期調達費見積書」の「13.配送車」欄は空欄とし、様式23-2「運営費見積書」の「8.配送車維持管理業務」の「車両調達費」欄に計上するとの理解でよろしいでしょうか。	No.300を参照してください。
302	様式集					20	6	①	初期調達費 見積書	費目・内訳、小・中計行などは、適宜追加してよろしいでしょうか。	費目・内訳、小・中計行などは、適宜追加してください。
303	様式集					22	2		様式22-2	年間見積額は平準化した額を記載しますが、この金額を様式19-6の毎年の維持管理費用に計上するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
304	様式集					23	2		運営費 見積書	事業所税の従業者割部分については、運営企業に納付義務が発生する場合、様式23-2(運営見積書)に適宜行を追加し、運営業務費に計上するとの理解でよろしいでしょうか。	No.208を参照してください。
305	様式集	様式 25				25			記載内容及び方法	リスク分析にかかる詳細表や付保する予定の保険に関する評価書等を、添付資料として提出してもよろしいでしょうか。	不可とします。
306	様式集					25	4	①	様式25-4①	発注予定額の欄にSPCから発注する金額の合計を書き込むと合計●円(a)の部分にSPC経費などを除いたほぼ予定価格に近い金額を書き込むことになります。提案書に入札価格を類推できる金額を書き込むことは、問題はないでしょうか。	原案のとおりとします。
307	様式集					25	4	②	様式25-4② 関心表明書	関心表明書のフォーマットが記載されていますが、あくまでも参考としての記載であり、事業者任意のフォーマットで構わないとの理解でよろしいでしょうか。	様式25-4②を活用して下さい。

「(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業」入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問	回答
308	様式集					25	4	①	地域貢献	「※8 構成員については企業名を記載せず」とありますが、構成員以外の市内業者については、具体的な企業名を記載して良いとの理解でよろしいでしょうか。	No.241を参照してください。
309	様式集	様式29-2	-	-	-	29	2	-	調理業務①	想定献立を基にした調理工程例を示し、とありますが同日に2献立を調理する工程と捉えてよろしいですか？	ご理解のとおりです。
310	様式集					29	2		様式29-2(2)調理業務	①具体的な提案に使用する献立選定ですが、A班3日(水)の献立は4,500食分を調理する想定でよろしいでしょうか。また、「資料12想定献立」の中から1献立の選定についても同様と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
311	様式集資料1								献立表②-A	あげパンとバーベキューチキンの献立があります。揚げ物・焼き物用食缶をあげパンで使用した場合、バーベキューチキン用の食缶はデザート用食缶を使用すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
312	様式集資料1								献立表③(手作りフィッシュバーガー)	献立名が【手作り魚タルタルフライソース】から【手作りフィッシュバーガー】に変更されておりますが、[殻付卵、卵不使用マヨネーズタイプドレッシング、ヨーグルト、塩]はタルタルソースを調理するという認識でよろしいでしょうか。また、[キャベツ、コンソメスープの素、白ごま]は付け合わせ(パンに挟む)にするとの考え方でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。